

議 事 日 程 第 5 号

令和6年12月12日（木）午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 議第239号 米沢市特別職の職員の給与に関する条例及び米沢市病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正について

日程第3 議第240号 米沢市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第4 議第241号 令和6年度米沢市一般会計補正予算（第7号）

日程第5 議第242号 令和6年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）

日程第6 議第243号 令和6年度米沢市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）

日程第7 議第244号 令和6年度米沢市下水道事業会計補正予算（第3号）

日程第8 議第245号 令和6年度米沢市立病院事業会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

議事日程第5号と同じ

出欠議員氏名

出席議員（24名）

1 番	佐	野	洋	平	議員	2 番	成	澤	和	音	議員
3 番	高	橋	千	夏	議員	4 番	関	谷	幸	子	議員
5 番	高	橋	英	夫	議員	6 番	高	橋		壽	議員
7 番	小	久保	広	信	議員	8 番	影	澤	政	夫	議員
9 番	山	村		明	議員	10 番	堤		郁	雄	議員
11 番	植	松	美	穂	議員	12 番	古	山	悠	生	議員
13 番	島	貫	宏	幸	議員	14 番	木	村	芳	浩	議員
15 番	相	田	克	平	議員	16 番	遠	藤	隆	一	議員
17 番	太	田	克	典	議員	18 番	我	妻	徳	雄	議員
19 番	山	田	富	佐子	議員	20 番	佐	藤	弘	司	議員

2 1 番 鳥 海 隆 太 議員
2 3 番 齋 藤 千 恵 子 議員

2 2 番 島 軒 純 一 議員
2 4 番 工 藤 正 雄 議員

欠席議員（なし）

出席要求による出席者職氏名

市 長 近 藤 洋 介
企画調整部長 遠 藤 直 樹
健康福祉部長 山 口 恵美子
建 設 部 長 吉 田 晋 平
上下水道部長 安 部 道 夫
市 立 病 院 長 和 田 晋
事 務 局 長
財 政 課 長 土 田 淳
教 育 長 佐 藤 哲
教育指導部長 山 口 博
選挙管理委員会
事 務 局 長 竹 田 好 秀
監 査 委 員 長 鈴 木 雄 樹
事 務 局 長
農 業 委 員 会
事 務 局 長 柴 倉 和 典

総 務 部 長 神 保 朋 之
市民環境部長 佐 藤 明 彦
産 業 部 長 安 部 晃 市
会 計 管 理 者 本 間 加代子
病院事業管理者 渡 邊 孝 男
総 務 課 長 高 橋 貞 義
政策企画課長 伊 藤 尊 史
教育管理部長 森 谷 幸 彦
選挙管理委員会
委 員 長 玉 橋 博 幸
代表監査委員 志 賀 秀 樹
農業委員会会長 小 関 善 隆

出席した事務局職員職氏名

事 務 局 長 栗 林 美佐子
議事調査主査 曾 根 浩 司
主 任 佐 藤 丈 史

事 務 局 次 長 細 谷 晃
主 任 齋 藤 舞 有

午前１０時００分 開 議

○相田克平議長 おはようございます。

ただいまの出席議員24名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第５号により進めます。

.....

日程第１ 一般質問

○相田克平議長 日程第１、一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

一つ、新市立病院が果たす役割と将来像について外１点、19番山田富佐子議員。

〔19番山田富佐子議員登壇〕（拍手）

○19番(山田富佐子議員) おはようございます。

公明党、山田富佐子でございます。

本日はお忙しい中、また足元の悪い中、傍聴に来ていただきました市民の皆様、本当にありがとうございます。

最初に、近藤市長、先月28日、米沢市立第二中学校で行われました「命を守る授業」に、お忙しい中、御視聴いただきありがとうございます。

性については、親は子供から聞かれるとちゅうちょしてしまいますが、生徒が感想の中で「性をタブー視するのではなく、きちんと向き合うこと」と話しており、講師の相田助産師の「知識はお守り」という言葉が生徒の心に響いていると確信いたしました。

今年９月の一般質問の中で近藤市長に視察に来ていただきたいことを要望しましたが、早速御視聴いただき、本当にありがとうございます。どのような感想を持たれたのでしょうか。後でお伺いしたいと思います。

今年は市民より約60件の市民相談をいただき、その主なものは、市民が安全安心な生活を送るための要望、通学路の安全対策、市道、県道のライ

ン引きの要望、空き家の管理、独り暮らし高齢者の身元保証問題、健康、予防接種、市立病院の対応についてなどがありました。

今回は、米沢市立病院の体制と市民の健康を守るための予防接種についてお伺いいたします。

大項目１、新市立病院が果たす役割と将来像について、小項目１、新市立病院の現状と課題をどのように捉えているかお伺いいたします。

市立病院は、昭和40年に現在地に新築され、その後、約60年近くが経過し、老朽化や耐震の問題もあり、平成26年６月、市立病院建替特別委員会を設置、早期の病院建設を目指し取り組んできました。

委員会では、本市は特別豪雪地帯であり、夜勤勤務者が使用できる立体駐車場の建設やヘリポートの設置、また河川近くの病院では災害拠点病院としての役割を果たせないのではないか、移転・新築が妥当ではないかなど種々提案させていただきました。

総事業費約161億円、米沢市民や近隣市町の誰もが待ちに待った市立病院が、12月２日、グランドオープンいたしました。同じ敷地内に公立と民間の病院が渡り廊下でつながり、なおかつ病院機能、急性期と回復期の役割分担をし、また共同運用できるところは積極的に行うという全国初の取組は話題となり、他自治体からの視察や問合せも多かったと思います。

開院までの期間、医師をはじめスタッフの皆さんは、日々の業務を行いながら、新体制やシステム変更には戸惑いもあり、大変御苦労されたことと思います。

そして、市民にとっても、体調が悪くて受診しているにもかかわらず、駐車場が遠い、雨、風や雪のとき、また暑い夏も大変でした。旧病院のように病状を聞いてくれる看護師がいない、事務職員はカウンターの中で忙しそうに動いており、気軽に声をかけられない状況、誰に相談してよいか分からない、診療科の受付もアルファベットで、

高齢者には覚えられないなどの市民の声でした。業務の効率化を求めるあまり、市民が置き去りになっているような気がします。

スタッフの皆さんにとって、市立病院の理念である「地域医療への貢献」「安心できる医療」「良質で公正な医療」を実現できる働きやすい職場環境になっているのでしょうか。医療従事者の働き方改革や勤務環境改善マネジメントはされているのでしょうか。

開院前後の医師数、医療スタッフ数、外来患者数、入院患者数、病床稼働率などをお知らせください。

その上で、市立病院の現状と課題はどのように捉えていらっしゃるのかお伺いいたします。

小項目2、市民から信頼、期待される市立病院のあるべき姿は何かについてお伺いいたします。

現在、24時間365日、救急医療のほとんどを市立病院で担っていますが、救急外来の状況はいかがですか。救急室スタッフは足りているのでしょうか。市民にとって心待ちにしていた新病院は市民が安心して治療を受けられる体制になっていますか。そして、市民の声や意見を単なる苦情と捉えていませんか。御意見を真摯に受け止め、検討され、病院全体で共有できる仕組みになっているかお伺いいたします。

私は、病院トップが、医師、看護師をはじめスタッフの思いに耳を傾け、働きやすい職場体制をつくるのが最重要であると考えます。そうすることが医療従事者のモチベーションを高め、ひいては市民への良質な医療の提供につながるものと考えます。

今後、どのように市立病院の改革に取り組むのか、救急体制の見直しや患者対応なども含めお伺いいたします。

小項目3、地域医療をどのように守っていくのかについてお伺いいたします。

平成29年、当時の島軒議長の時より3常任委員会で2年間、調査研究をまとめ、政策提言を市

長へ提出することとなりました。

私が所属していた民生常任委員会では、将来の医師や看護師不足を見据え、地域医療を持続させていくためにはどうあるべきか、先進地の調査や、医師会、歯科医師会、薬剤師会との意見交換を重ね、平成31年3月、相田委員長を中心にまとめ、市民とともに地域医療を守り育てるための政策、地域医療を守る条例の提言を行いました。

現在の米沢市の地域医療の状況はどうでしょうか。市内開業医師の高齢化に伴い、令和2年以降、11の医院が閉院しています。市内の開業医師の年齢は60から80代が7割を超えている状況です。市内には小児科医院が4院ありますが、12月末に1医院が閉院します。残る3医院の小児科医師も高齢者となり、早急な医師確保のため、小児科開業医開院支援補助金の創設を米沢市が行いました。

先月、NHK特集番組の中で本市の小児科開業医開院支援補助金の取組を紹介していました。

医師不足と診療科偏在は全国的な問題です。医師確保については、市長はじめ病院関係者が種々取組をされていると思います。

あれから5年が経過しました。小児科医だけでなく、他の開業医不足も深刻なわけですが、今後、地域医療をどのように守っていくのか、現在の進捗状況はいかがでしょうか、お伺いいたします。

2、市民の健康を守る予防ワクチンの接種について、（1）子宮頸がん予防ワクチン（HPVワクチン）接種の令和6年度の取組と効果についてお伺いいたします。

子宮頸がん予防ワクチン（HPVワクチン）は、積極的勧奨が差し控えられ、公費接種の機会を逃した女性のために、令和4年より3年間、国はキャッチアップ接種期間を設けました。それがいよいよ来年3月で終了します。私も、これまで接種を積極的に推進していただくために数回にわたり質問や提案を行ってきました。

今年度はキャッチアップ接種の最終年であるため、メディア報道、テレビコマーシャル、医院、

健診センター、学校等へポスターの掲示やチラシ配布が行われ、大きな効果があったと思います。

米沢市では、令和6年度はどのように取組を行い、接種者の増加につながったのか、取組の効果についてお伺いいたします。

小項目2、令和7年度のHPVワクチン接種の取組や広報を含めた考えについてお聞きいたします。

令和7年度からは対象者が小学校6年から高校1年までの定期接種となります。予防できるワクチン接種を一人でも多くの方に理解いただき、接種者を増やすために、令和7年度の啓蒙活動をどのように考えておられますか。

小学校6年から高校1年までが無料接種期間中ですが、最終学年の高校1年生には特に重点的な取組が必要と考えます。なぜなら、高校1年生が接種の機会を失うと9価ワクチン3回接種で最大約10万円の費用がかかります。また、完了するには、個人の体調や学校行事、接種間隔などもあり、3回の接種を計画的にしなければなりません。夏休み中に1回終了するとその後の2回が受けやすくなると考えます。高校1年生に対し重点的な周知、取組が必要となると考えます。

10月よりはがき代が85円となり、勧奨、再勧奨のためのはがきの費用も高くなると考えますが、来年度はどのような接種推進や取組を行う予定なのかお伺いいたします。

小項目3、带状疱疹予防ワクチンの接種の公費助成についてお伺いいたします。

昨年度に引き続き今年度も医師会から要望書が出ていると聞いております。定期接種化について、国の議論は進んでいますが、まだ決定していません。国の決定を待たず、带状疱疹予防ワクチン接種の助成をしている自治体が年々増加しており、紹介しますと令和4年は48自治体、令和5年は326自治体、令和6年には731自治体で公費助成を行っています。これは、発症を防ぐにはワクチンが有効とされ、独自に公費助成を導入する自治体

が増えているのです。

発症者が多い現状と、発症すると重症化を来すことがあり、発症しても軽症で済むようにするためにも接種を推進しています。中には眠れないほど激しい痛みを伴い、高齢者は特に重症化するリスクも高く、带状疱疹後神経痛という慢性的な痛みを伴うこともあります。重篤な場合には失明や顔面神経麻痺、難聴、日常生活の活動低下を来し、介護度も高くなる場合もあります。

国の決定を待っている間にも带状疱疹の発症者が増えていますし、テレビで予防ワクチンのPR効果もあり、接種を考えている市民が増え、要望も大変多く聞かれるようになりました。しかし、接種費用も高く、接種に至らない現状です。

昨年質問した際には、国の動向を見て、財政状況を踏まえ、総合的に検討すると返答いただきましたが、その後、試算も含め、検討などされたのかお伺いいたします。

もう1点は、国が定期接種を決定してから市が対応を検討するのでは遅いと考えます。決定後、スピード感を持って実施できるよう、対象年齢や費用などについて前もって話し合っておく必要もあるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

以上、1回目の演壇での質問を終わります。

○相田克平議長 近藤市長。

〔近藤洋介市長登壇〕

○近藤洋介市長 山田富佐子議員の御質問にお答えいたします。

御質問いただきましたワクチン接種に関する現時点での考え方について、私からお答えいたします。

带状疱疹は、水ぼうそうと同じウイルスで起こる病気であります。水ぼうそうにかかったことがある人は体内にウイルスが潜伏しており、加齢や過労、ストレスなどで免疫が低下するときにウイルスが活性化して带状疱疹を発症すると聞いております。

山田議員御指摘のとおり、人によって症状は異なりますが、激しい痛みのほか、重症化すると深刻な事態となり、入院治療も必要とされます。特に50歳以上になると発症率が高くなるというのも特徴であります。

現在、任意接種であり、全額個人負担となる带状疱疹ワクチンの接種に関して、山田議員御指摘のとおり、米沢市医師会からも公費助成の要望書が市に提出されているところであります。

こうした状況を踏まえ、私は、令和6年3月定例会において、山田議員の御質問に対し、ワクチンの任意接種に対する公費助成は、財政当局との調整が必要になるが、市民の皆様のニーズをしっかりと把握した上で検討し、答えを出していきたいと述べました。この基本的な考え方は現時点においても変わっておりません。

まず、予防接種については、その発症予防や重症化予防の効果については十分認識しております。しかしながら、これを現実実現するためには、財政面とのバランスを考慮しつつ、より広範な視点からの判断も必要となります。

基本的には国の政策やガイドラインを注視し、補助金や支援策の活用なども視野に入れながら、本市の財政状況を考えた場合にどの程度の助成を行うことが現実的であるかについて精査することになります。市民からいただくワクチン接種に関する御要望や県内他市町村における公費助成の実施状況、あるいは感染状況を踏まえた上での費用対効果、医師会との協議など総合的な検討を行いながら、他の任意接種とのバランスも考慮した上で決定することと相なります。

医療分野の専門家でもあられる山田議員の御意見、御提言もしっかり踏まえ、大事なテーマでございますので、十分に踏まえて結論を出してまいりたい。いずれにいたしましても、市民の皆さんが安心して暮らせる環境を整えるため、引き続き努力してまいります。

私からは以上であります。

○相田克平議長 渡邊病院事業管理者。

〔渡邊孝男病院事業管理者登壇〕

○渡邊孝男病院事業管理者 私からは、大項目1、新市立病院が果たす役割と将来像についての小項目1、2についてお答えいたします。

まず初めに、小項目1の新市立病院の現状と課題をどのように捉えているかですが、当院におきましては、令和5年11月に三友堂病院との合築により新病院を開院し、両院がそれぞれ独立性を保った形で当院が急性期医療を担い、三友堂病院が回復期医療・在宅医療を担うという機能分化をしつつ医療連携を図るという全国初の取組をスタートさせました。

これは、人口減少、少子高齢化による医療ニーズの変化や医師等の担い手減少などの社会的背景がある状況で安全安心な医療を将来にわたり安定的に提供していくためには、地域としてどのようにしたらよいのか、有識者や行政を交えた議論や市議会での御議論を踏まえ選択した手法であります。

当院としては、この機能分担に基づき、急性期医療を担う病院としてしっかりと治療するための医療の質の向上を目指すとともに、回復期医療や在宅医療を担う三友堂病院をはじめとしたその他の医療機関との医療連携を円滑に行い、地域全体の医療提供体制の維持確保に貢献することが大きな役割であり、市民の皆様が期待するところであると認識しております。

また、新病院開院に際しては、従来から市内の3病院が担っていた救急輪番体制が廃止され、当院が24時間365日の救急患者の受入れを行うことになり、さらに開院から1か月後の令和5年12月には一次救急医療を担う平日夜間・休日診療機能が当院の救急外来に移行されました。一次救急医療については米沢市医師会が担い、二次救急を当院が担うという役割分担があるとはいえ、地域の救急医療が当院に集約されることになりました。採算を取るのが難しく、民間病院等では参入の難

しい救急医療について、自治体病院として当院の果たすべき役割はとりわけ大きいものであると認識しております。

職員一同、これらの認識を共有しながら開院準備を進めてきました。開院後もこの認識に立ちながら、今年11月1日に開院1周年を迎えることができ、また12月2日には駐車場の整備を終え、ようやくグランドオープンすることができました。ここに至るまでには市民の皆様にも長らく様々な御不便をおかけいたしました。多大の理解と協力を賜りましたことに深く感謝申し上げる次第であります。

さて、当院の現状を把握するために、新病院開院の前後1年間における患者数の比較をしてみますと、外来患者につきましては、新病院開院前後の1年間においてともに延べ12万人台後半と、ほぼ横ばいの状況でした。当院の外来診療は、専門的治療や検査を行うことが主たる業務であり、地域の診療所からの紹介患者を中心に診療を行うこととなるため、外来患者数は減少するものと考えておりましたが、現時点ではそのようになっていないのが現状であります。

現在、病院での待ち時間の長さが大きな課題となっており、患者さんに大変な御不便をおかけしておりますが、外来患者数の高止まりの推移もその一因と考えられ、分析を進めているところであります。

また、入院患者につきましては、開院前1年間の延べ人数は7万1,000人余りで、病床稼働率の年平均は60.8%であったのに対し、開院後1年間の延べ人数は約8万3,000人余りで、病床稼働率の年平均は85.5%でありました。

病床稼働率は病院の経営状況に影響を及ぼす指標の一つですが、当院が健全な経営を続けていくために目標とすべき病床稼働率として92%という数値を掲げております。新病院開院前後の期間は新型コロナウイルス感染症の影響が色濃く残っている時期であったこともあり、非常に厳しい

数字となっておりますが、今年8月以降の直近の4か月の変動を見ますと目標値の92%付近での推移を維持しており、今後もこの状態を維持することが重要な課題の一つであると考えております。

次に、医療従事者の確保状況等について御説明いたしますと、医師につきましては、24時間365日の救急医療体制に対応するため、また急性期医療に特化した病院として増加が予想される手術に対応するため、増員を図る必要がありました。

そのため、各大学医局等へ医師派遣増の働きかけを強め、私と病院長だけではなく、米沢市長自ら率先して医局訪問を行っていただきました。このほか、三友堂病院に勤務する医師の転籍交渉等も行い、結果的には、開院前には正職員の常勤医師が40名であったところ、新病院開院時には46名となり、6名の増員が図られ、現在に至っております。

一方で、医師が不在または不足している診療科がまだあるなど課題も残っております。医師不足、地域偏在、診療科偏在は全国的な問題であることから、解消は非常に困難であり、外部から非常勤医師の派遣を受けるなどして対応しているのが現状です。

そのほか、看護師、薬剤師等の医療職につきましては、新病院開院に伴う業務量の見直し、仕事の仕方の見直し等を部門ごとに事前に行い、その上で必要な人員数を把握しております。

一例を挙げますと、診療放射線技師及び臨床検査技師については、24時間の救急患者に対応するため、新たにシフト勤務制を導入することとし、その上で必要な人員数を把握しました。新病院開院に伴って大幅な業務量の増加も見込まれていた職種ですが、結果的には1人当たりの時間外勤務も旧病院時代と比較して減少しております。

各部門において様々な見直しを行って新病院の業務に移行した結果、全体的に時間外勤務の減少が見られる状況です。

また、全国的に人材不足が叫ばれている職種に

つきましても、勤務環境を改善するための様々な試行錯誤もしております。

例えば循環器内科の医師については、昨年度、常勤医師の減員により、夜間等における心臓カテーテル治療の実施が困難になったのをきっかけに、救急車から心電図をタブレット端末に転送することができるシステムを導入しました。医師が自宅等にしながら心電図を判読することができ、心臓カテーテル治療の必要な患者については山形大学医学部附属病院または公立置賜総合病院に搬送するルールをつくり、当院の医師の緊急呼出しの負担軽減につなげることができました。

また、当院の常勤医師数は、24時間365日の救急受入れに対し決して十分とは言えない状況ですが、平日夜間・休日診療機能を当院の救急外来に移行したことで、一次救急医療を米沢市医師会の医師に担っていただくことができるようになったため、当院の救急当番医は緊急性の高い患者の治療に専念することができるようになり、ある種の負担軽減の効果が得られたものと考えております。

また、救急医療につきましては、多くの市民の皆様から医療機関の適正受診に御理解と御協力をいただいていることが医師の負担軽減に大きく寄与しているものと考え、深く感謝しているところであります。この場をお借りして御礼を申し上げますようお願い申し上げます。

勤務環境改善に係る基本的な取組を申し上げますと、新病院の開院時期に重なるように医師の働き方改革が施行され、出退勤時間の客観的な把握をするための出退勤システムを導入するとともに、労働時間短縮計画を策定して、宿日直を含めた労働時間の短縮に努めております。

当院では従来から患者さんからの御意見やアンケート調査を実施しておりますが、新病院の開院以後は、これに加えて、病院長を中心とする幹部職員が毎週院内巡視を行い、各職場から問題点や

要望の聞き取りを実施しております。これは、患者さんの満足度の向上や職員の勤務環境の改善につながる情報を現場から直接収集するために行っているものであり、今後も継続して実施してまいりたいと考えております。

また、新病院の運営がある程度軌道に乗った今、職員一人一人に対する満足度調査を実施することも検討しているところであります。

次に、小項目2の市民から信頼、期待される市立病院のあるべき姿は何かについてお答えいたします。

当院は、さきに述べましたとおり、地域の基幹病院として高度な医療を提供するほか、他の病院や医療機関と連携を図り、地域全体の安全安心な医療提供体制の維持確保に資する責務があり、また市民の皆様からもその責務を果たすべき病院として大きな期待をされているものと考えております。これと同時に、当院は地域の身近な病院として市民の皆様に関心を持っていただける存在であることがとても重要であり、このことが広く市民の皆様にも望まれていることだと考えております。

このためには、患者さんや御家族と直接接する職員を守り育てることが重要であり、その育成は最も力を注がなければならない事柄の一つであると考えております。

患者さんや御家族から寄せられる御意見からは残念ながら職員の対応に関する苦情が少なからず見受けられる現状があります。その都度、職員を指導しているところではありますが、同時に、勤務環境や業務の在り方に問題があれば適切な対処を講じております。

さきに述べましたアンケートや満足度調査の実施、院内巡視はこの一環となるものであり、これらの内容と対応等は職員に周知し、情報共有を図っております。

結びとなりますが、当院のあるべき姿として考えておりますことはただいま申し述べてきたと

おりであり、この実現に職員一同邁進してきたところであります。

グラントオープンを果たした今後は、今まで以上に市民の皆様からの声を大切にし、信頼をいただけるよう努め、市民の皆様の命と健康を守るとの私たちの使命を果たしてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

〔山口恵美子健康福祉部長登壇〕

○山口恵美子健康福祉部長 私から、大項目1の（3）と大項目2についてお答えいたします。

初めに、大項目1、新市立病院が果たす役割と将来像についての（3）地域医療をどのように守っていくのかについてお答えいたします。

地域医療、とりわけ開業医に関しましては、後継者不足、医師の偏在化が全国的に大きな問題となっています。

本市においても、医師の高齢化や承継問題が顕在化している状況は、議員お述べのとおりであります。特に小児科に関しましては深刻な状況にあり、市内にある4つの診療所のうち1診療所が今月末の閉院が予定されており、残る3つの診療所の医師も全員が70歳代という状況にあることから、小児科医師不足は本市の喫緊の課題と捉えております。

このことから、本市では、地域医療を守るため、次の取組を進めております。

まず、この12月末に予定されている小児科の診療所の閉院に伴う対策としましては、置賜保健所主導による米沢地域の医療を考えるための会議において、米沢市医師会や関係医療機関、市の担当課が連携して協議を行い、情報の共有を図り、協力体制の構築に努めております。

本市では、安心して小児科を受診していただくための対策として、市立病院が紹介状を持たずに受診した患者から徴収している非紹介患者初診加算料について、来年1月から小児科に限って当

面の間徴収しないこととなりました。また、近隣市町の小児科医療機関に対し、米沢市民が受診した場合の受入れに対する協力依頼の文書を発送いたしました。このほか、各種健診、各予防接種、校医、園医などの様々な対策についても随時進めていく予定です。

また、継続事業にはなりますが、小児科の新規開業を促すための支援事業として今年5月に創設した米沢市診療所開設支援補助金についても事業の周知に努めるほか、市内に医師が開業しやすい環境を整えるため、米沢市医師会とも連携し取り組んでまいります。

さらに、本市の地域医療を守り育て、将来にわたって市民が安心して住み慣れた地域で良質な医療を受けることができる体制の確保を目的とした米沢市地域医療を守り育てる条例の制定を進めております。

条例には、市民、医療機関、米沢市立病院、事業者及び地域団体や市がそれぞれ果たすべき役割を定めることとし、令和7年4月1日の施行を目指し、現在12月2日から12月23日までの日程でパブリック・コメントを実施しています。

本市としては、市民の皆様が安心して医療を受ける環境を維持するため、今後とも情報収集に努め、真摯に取り組んでまいります。

続いて、大項目2、市民の健康を守る予防ワクチンの接種についてお答えいたします。

初めに、（1）子宮頸がんワクチン接種の令和6年度取組と効果はどうかについてですが、議員お述べのとおり、HPVワクチンのキャッチアップ接種については令和7年3月をもって終了することとなっています。

令和6年3月末時点でのキャッチアップ接種状況は、1回目接種は994人で接種率は30.8%でした。

令和6年度は、キャッチアップ接種の最終年度ということもあり、キャッチアップ接種対象者に向け、様々な方法により複数回にわたって周知を

行いました。4月には21歳女性子宮頸がん検診クーポンを発送する際にキャッチアップ接種を勧奨するチラシを同封したほか、キャッチアップ接種の対象者と定期接種最終年の高校1年生に対し、はがきでの個別通知を行いました。5月と10月には広報よねざわ、5月から8月までは市役所玄関のデジタルサイネージ、10月には商工会議所が発行する会報への情報掲載、6月から8月にかけてはNCVラジオCMを使って周知を行いました。

また、議員から御提案いただきました5月4日の二十歳のつどいと11月10日の子を持つ親のための命の授業に職員を派遣し、スライドを使用して啓発活動を行いました。

このほか、市内6高校と山形大学工学部などの学生にチラシを配布したほか、ポスターの掲示を依頼しております。さらに定期的にSNSを活用しての周知も行いました。7月と10月には、まだ接種履歴が確認できないキャッチアップ接種の対象者に対し再度はがきで個別通知を行っております。

夏以降は、個別通知などの勧奨効果もあり、接種者は増加している状況です。キャッチアップ接種該当者の10月末時点での1回目接種は1,807人で接種率は50.9%になりました。本市の場合、転入・転出者のデータが考慮されていないので、実際には接種率はもっと高いものと考えています。高校生においては、1回目接種率が615人で61.5%となっており、これは全国の47.0%と比較して約15ポイント高い数値となっています。

はがきによる個別勧奨を複数回実施したこと、また様々な機会を通して周知活動を実施したことで接種率の増加につながったものと考えております。

次に、(2)令和7年度のHPVワクチン接種について、広報も含めての考え、また高校1年生に向けての周知方法についてお答えいたします。

HPVワクチン接種の対象年齢は小学校6年生

から高校1年生相当の女子となっています。定期接種の周知方法としては対象者への個別通知が最も効果的であると考えていることから、例年5月頃に中学1年生と定期接種最終学年となる高校1年生のうち、まだ接種を完了してない方へはがきや封書での個別の勧奨通知を行っています。さらに、新たな勧奨の取組として、高校1年生になる直前の中学3年生の3学期に対象者や保護者にお知らせを行うことができないか教育委員会とも連携しながら、実施に向けた検討を行ってまいります。

ワクチンを通常接種間隔で接種する場合は接種完了まで6か月かかるため、高校1年生は9月までに1回目の接種を開始しないと定期接種の対象期間内に接種完了となりません。特に年度前半に広報や各種SNSを使つての取組を進め、定期接種の機会を逃すことのないよう周知を行ってまいります。

次に、(3)帯状疱疹予防ワクチン接種の公費助成についての考えはについてお答えいたします。

帯状疱疹の定期接種化に向け、令和6年7月の厚生労働省の予防接種基本方針部会では予防接種法上の位置づけや対象年齢などについての議論がなされましたが、現段階において具体的な方針は示されておりません。

本市としては、今後、国において正式に定期接種化を決定した場合に速やかに対応できるよう引き続き情報収集に努めております。公費助成については、その時点において他市町村の状況なども考慮しながら検討してまいります。

また、帯状疱疹予防ワクチンが定期接種化された場合に、対象外となる50歳から64歳の任意接種への公費助成はどうなるのかについて、前回の答弁以後、検討や試算をしたかについてお答えいたします。

本市では、これまで定期接種において公費助成を行ってきました。このことを踏まえまして、任

意接種への公費助成につきましては、他市町村の実施状況や本市の財政状況を踏まえ、予算編成時や次期実施計画策定の中で検討していきたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 山田富佐子議員。

○19番（山田富佐子議員） 詳細な御返答、ありがとうございました。

私としてはたくさん2回目の質問を考えておりましたが、時間も16分と限られてきましたので、はしょってさせていただきます。

まず最初に、市長、帯状疱疹の予防ワクチンについての御見解をいただきまして、ありがとうございます。

市長もお話しされておりましたけれども、市民要望も多いというところもしっかり考えていただいて、まずはどれぐらい、対象者を全員にするのか、例えば限定的に、また計画的に進めるとか、何か方法を考えていただいて、財政との兼ね合い、予算も必要ですので、そこを検討していただければと思います。

もう一つ、市長に、先日、命を守る授業に御参加いただきましたけれども、ぜひ感想をいただければと思います。

○相田克平議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 ありがとうございます。

先日、二中での授業を見させていただきました。山田議員にお誘いいただきまして、本当にありがとうございました。

講師の相田助産師がすばらしい講演で、生徒の皆さん方はよく聞かれていたと思います。考えますと私の時代はそういうものがなかったので、大変いいことだと思いました。性に関する正しい認識を持ってもらう、そのことを通じて自分の命というのは非常に大事なんだということを分かっていたく、加えて、驚いたのは、性教育だけではなくて、ジェンダーというんでしょうか、それぞれ個性がある、それを大事にしようといったと

ころまで広く相田先生が御講演されていたのが印象的でした。ぜひ広げてもらいたい、こんな思いであります。

○相田克平議長 山田富佐子議員。

○19番（山田富佐子議員） ありがとうございます。ぜひ来年度も継続してこの授業ができるように、御検討、財政措置もよろしくお願ひしたいと思ひます。

子宮頸がんワクチンについてですけれども、先ほど健康福祉部長からは取組と効果などもお聞きいたしました。

本当に社会教育文化課と健康課がタイアップして一生懸命取り組んでいただいた結果だと思います。二十歳のつどいでも県外の方からも今も問合せが社会教育文化課に来ていたり、また保護者からも今回の命を守る授業で勉強になったという声も寄せられております。

御存じかどうかですけれども、今年9月の報道で山形県のHPVワクチンの定期接種率が全国1位であるということが国のまとめで分かっております。そしてまた、定期接種とキャッチアップを合わせた接種率は全国2位ということで、いかに米沢市、また山形県もそうですけれども、米沢市の皆さんが頑張っていた。ぜひこれからも将来ある女の子の健康を守っていただきたい、推進していただきたいと思ひます。

ただ、はがきも値上がりしておりますので、勧奨、再勧奨の個別通知のはがきも少し割増しになるかもしれませんが、宮崎県のデータでは、はがきによる個別通知がすごく接種率を上げたというデータも、今ここでは詳しく申し上げませんが、そういうデータも出ておりますので、これからもぜひ御健闘をお願いしたいと思ひます。

残り12分ですが、まず市立病院についてお伺いたします。

先ほど病院事業管理者から御丁寧に詳細にお話を伺いました。

救急室の対応というのは本当に24時間365日、米

沢市が救急体制を受け持つとなっているわけですので、しっかりと対応していただきたい。例えば、電話対応の中で「かかりつけ医に行ってください」という一言で終わる、「手元に解熱剤がありますか」の確認もない、そういう声がけの余裕もないのでしょうか。

電話をかけるとき、市民は、私もそうですけれども、今、救急車が来てないか、忙しくないか、どう伝えたら一番分かりやすく、時間を取らないで電話対応できるか、市民は悩んで電話をしているわけです。にもかかわらず、そういう思いを酌み取ってもらえない。そして、例えば「心配なときはまた電話くださいね」など、安心してもらうような一言を加えた電話対応はできないのか。私はそれについて市民からもお話をいただいておりますので、そのことについて伺いたいと思います。

○相田克平議長 和田市立病院事務局長。

○和田 晋市立病院事務局長 日頃から市民の皆様には適切な受診をしていただきまして、お礼申し上げます。

一方で、救急を中心に外来も含めて大変混雑しておりまして、場合によっては議員がおっしゃったような大変失礼な、不適切といえれば不適切な対応になってしまったかと思われま。

基本的に、受診される方につきましては、病院では断らない、お受けするという基本スタンスでいかなければならないと思ってございます。

電話対応、これまでよろしくない部分があったかと思いますが、今後は救急を含めまして、電話をしないで直接来ていただいて、皆お受けするというスタンスで臨みたいと病院では考えることにいたしましたので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

○相田克平議長 山田富佐子議員。

○19番（山田富佐子議員） 今回、救急室の体制を少し変えていただけるということですが、例えば救急室の待合室、中の処置室はもちろん救急室

の待合室から見えないのは当たり前でしょうけれども、待合室での患者さんの状況にもきちんと目を配っていただきたい。例えば、事務職員も待合室の近くにいたりとか、そういう混雑時の対応、また具合が悪いときの対応、病状についてもいろいろなわけですので、そういう方たちへの心配り、気配りもきちんとしていただけるような救急室の体制を組んでいただきたいと思います。

まして、今年の年末年始はカレンダー上9連休になります。救急室の混雑が予想されるわけですが、人員確保とか応援体制など、病院内で検討されているのかどうか、またコロナとかインフルエンザも今まだ流行しておりますので、発熱外来などの検討も予定されているか、ぜひ伺いたいと思います。

○相田克平議長 和田市立病院事務局長。

○和田 晋市立病院事務局長 今年の年末年始、9連休となりまして、それに合わせて外来診療は基本的に一般外来につきましては休診となりますけれども、常時、救急外来患者の受入れについてはもちろん行います。

一部の日を除きまして、医師会の先生に平日夜間・休日診療を行っていただくというところで、具体的には平日夜間診療としまして12月30日19時から21時まで、それから12月29日、31日、1月1日から3日まで、それから5日は9時から12時まで、13時から17時まで、要するに日中ですが、休日診療ということで行うことになっております。また、医師会の先生がいらっしゃらない12月30日の日中と1月4日につきましては、小児の患者さんがいることも予想されますので、9時から12時まで当院の小児科医が救急室で外来診療を行うこととしております。

それから、発熱の外来につきましては、少し前までは感染症拡大防止のために事前の電話連絡を頂戴しておりましたが、現在は発熱等の症状にかかわらず来院前に事前にお電話をいただく必要はございません。来院していただいた際

に、発熱がある場合は受付していただいた後に自家用車でお待ちいただきまして、順番になりましたら電話で連絡して診察室にお入りいただくような流れを検討してございます。皆様に感染症拡大防止に御協力いただければと考えてございます。

以上です。

○相田克平議長 山田富佐子議員。

○19番（山田富佐子議員） ありがとうございますました。

聞き取りのときにもお話しさせていただきましたけれども、市民からこのような声が寄せられました。広報よねざわに……。

○相田克平議長 山田議員、失礼します。

時計を止めてください、傍聴席でトラブルがあるようなので。

午前10時53分 休憩

~~~~~  
午前10時55分 開議

○相田克平議長 それでは再開いたします。

山田富佐子議員。

○19番（山田富佐子議員） 残り時間も少なくなってきましたので、心臓カテーテル検査、以前は市立病院でできていたわけですが、その治療は。ところが、先ほどお話もありましたけれども、市立病院の医師を守るためであったり、また患者さんの命を守るためという意味でいろいろ御検討されて、山大であったり置賜総合病院に救急搬送するシステムをつくったということで、それは一定程度理解できますが、それは以前は市立病院でできていた治療です。それができなくなったというのは、私は市民にとっては大変なことではないか、市民、家族にとって、山大へ、また置賜総合病院まで行かなければならないというのは大変

なことだと思います。もちろん市立病院の皆さんの御負担軽減というのは分かりますが、市民側の立場からのお話が先ほどなかったのが少し残念な気がします。

実は、一昨日、私は和田市立病院事務局長の答弁に大変驚きました。それは何かといいますと、医師の数について、新病院開院前の40人から現在は46人となり、救急対応は間に合っているが、医師の1人当たりの負担を少なくするために、もう少し増えればいいかなという返答がありました。

振り返ってみますと、渡邊孝男病院事業管理者は今年3月の代表質問の返答の中で、医師の確保は最重要課題であると述べております。また、近藤市長は2月に医師確保について、自身が先頭に立って大学医局へ要望活動を行うとも言われております。これから宮城の大学にも出向かれるというお話もお聞きしています。また、もう少し遡りますと、新病院建設の話合いの中で、山形蔵王協議会の嘉山会長は、医師は50人は確保したいと言われていました。そして、このとき渡邊病院事業管理者は、新病院を建設することで、研修医や、その上の指導医の医師も招聘できると考えられ、60人前後の医師を確保したいと言われていたような気がします。

しかしながら、一昨日の和田病院事務局長の発言はいかがなものでしょうか。私は大変驚きました。今みんな必死になって医師確保に動いている、健康課もそうですけれども、市長もそうです。そういう中で市立病院事務局のトップがそのような考えでよろしいのでしょうか。ぜひ真意をお聞きしたいと思います。

○相田克平議長 和田市立病院事務局長。

○和田 晋市立病院事務局長 議員がおっしゃるような意図ではないといいますか、そう捉えられてしまったのであればおわび申し上げます。

私が申し上げたかったのは、三友堂病院と機能分化をしなければならないのではないかとといった時代には、医師の数が大分減りまして、33名ほ

どでした。それが今現在46名、プラス13名ということで、そこから見れば大分回復してきたというのは、プラスとしては実感がございます。

これからの目標の医者の数という聞かれ方をしたので、そういう意味では、今後は頭数ではなくて、常勤の医師が不足しているところをまず補充していかなければならないと。それが今現在6つか7つぐらいの常勤医がおりません。加えて、常勤医はおりますけれども、科長でいなかったり、あともう少し手厚くしたい診療科もございますので、同じくそれも6つか7つぐらいの診療科がでございます。合わせますと大体12から14というところで、そういう考え方からいけば、46に12から14を足しますと大体60名ということになりますので、私が申し上げたかったのは、単なる頭数ではなくて、そういうところの中身も踏まえて募集して集めていかなければならないのではないかなという意図でございました。

○相田克平議長 山田富佐子議員。

○19番（山田富佐子議員） ありがとうございます。

しかし、その一昨日の発言は、和田市立病院事務局長はそんなことは一言も話がなかったわけです。あの言葉を聞いている人は、皆さん、議員もそうですけれども、大変驚かれたわけです。市立病院事務局のトップのそういう考えが、働く医師、またスタッフの不満につながっているのではないですか。モチベーションを低くさせて、それがひいては市民への対応にも現れている、私はそう思わざるを得ません。建物は新しくなっても、市立病院事務局のトップが、一生懸命働く医師やスタッフのために、それが市民に対しても汗をかなければ、信頼できる病院づくりなんていうのは程遠いような気がいたします。

今、地域医療についてどのようにしていくか、市当局も担当部局も一生懸命考えているわけです。そんなときに、病院が市民へ負担ばかりを強いるような条例になっては困ると私自身は強く

思っているところです。まずは条例をつくる前に、市民が医療の現状について知ること、米沢市立病院が新しくなっているいろいろな治療を受けられる、すごく親しみやすい、自分たちの健康を守ってくれる大切な病院だ、医師もスタッフも一生懸命関わってくれている、市民が喜んでというか、感謝をして、病院従事者にそういう思いができなければ、思いにならなければ、地域医療を守る条例というのは市立病院本位、市民がそっちに置いてあるような条例になると思います。

市立病院の体制が変わらなければ、これはなし得ないことだと思いますので、もう少し市立病院事務局のトップの考え方を見直していただきたいと思いますが、時間もありませんが、何か一言あればお伺いします。

○相田克平議長 和田市立病院事務局長。

○和田 晋市立病院事務局長 議員がおっしゃったことを十分重く受け止めまして、病院一丸となって対応してまいります。

○相田克平議長 山田富佐子議員。

○19番（山田富佐子議員） 今やめるつもりでしたけれども、病院一丸でなく、市立病院事務局がしっかり考えを正してください。

それを付け加えて、私の質問を終わります。

○相田克平議長 以上で、19番山田富佐子議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午前11時02分 休 憩

~~~~~

午前11時13分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、手話言語条例と障がいの特性に応じた情報コミュニケーション条例を制定し、共生社会の実現を目指してはどうか、23番齋藤千恵子議員。

〔23番齋藤千恵子議員登壇〕（拍手）

○23番（齋藤千恵子議員） 皆様こんにちは。

一新会の齋藤千恵子です。

本日は、雪の降る足元の悪い中、そして師走の何かとお忙しい中、傍聴にお越しくださいました皆様、またユーチューブを御覧くださっている皆様、本当にありがとうございます。心より感謝申し上げます。

それでは、早速質問に入ります。

今回の質問は、本市でも手話言語条例と情報コミュニケーション条例を制定し、共生社会の実現を目指してはどうかです。

障がいがあるかないかによって分け隔てられない共生社会の実現は、ひいては全ての人が安心して暮らせる社会への転換となっていくものです。

本市でも、共生社会の実現に向けて様々取り組んでいるものと思います。

まず初めに、学校教育において、学年に応じた障がい者理解や人権教育の現状をお尋ねいたします。また、社会教育の分野での地域における共生社会の実現に向けた取組についてもお知らせください。

小項目1つ目、手話言語条例の制定について。

まず初めに、耳が聞こえない人、聾者の方は、日本では厚生労働省の身体障害者障害程度等級表の中で聴力100デシベル以上を「聾」と定めています。ちなみに、ささやき声も聞こえる人は聴力0から20デシベルです。

私は、以前より、手話は言語である、手話は命であると、手話言語条例制定に向けての要望をいただいております。しかし、手話は言語であるということが漠然と分かっている、何かすんと落ちてこない状態でした。そこで、ここはひとつ手話を学んで実際に聾者の方々と話をしてみようと思い、手話を週に1回ですが、学んでいます。聞こえない人と接する機会や、手話の持つ意味や聾者の文化、すなわち聾文化や情報保障について様々な方々と話し合う機会が増えました。そ

れがこの一般質問です。

手話は、音声言語の代替手段にすぎないとか、中には身振り手振りに毛の生えたものだと考えていらっしゃる方もおいでになるかと思います。手話は音声を伴わない言語です。聞こえない人は、聴覚でなく、視覚や触覚でコミュニケーションを取る、異なった言語を持つ人々です。手話は、日本語や英語その他の音声言語と比べても遜色ない、一つの完成された言語なのです。

そこで、お尋ねいたします。

本市は、手話をどのように捉え、どう位置づけているのか、まずお伺いしたいと思います。

2014年、平成26年に本市議会で手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願を採択しました。これは、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話を使え、さらには手話を言語として普及、研究することができる環境整備を目的とした手話言語法（仮称）を制定することを求める意見書の提出を求める請願でした。

当時の議事録を見ますと、「聾学校では手話が禁止されてきたとあるが、なぜ禁止されてきたのか」との委員の質疑に、請願者は「戦前に当時の文部大臣が全国盲啞学校長会議において口話教育に奮励努力し、研さん工夫を重ねることを望むとの訓示を述べたことで、聾教育は手話教育から口の動きで言葉を読み取る口話教育に変わった」と、手話が禁止されたいきさつの説明がなされました。審議の結果、全員異議なく採択しました。

この請願は、全国全ての自治体議会が100%採択した経緯があります。他自治体では、その後、次々と手話言語条例を制定しました。2017年、平成29年には山形県手話言語条例を制定、本市においても聾者の方々から再三、条例制定の要望が提出されましたが、いまだ条例は制定されておられません。

本市では、2019年、平成31年に、米沢市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例

が制定されました。この基本理念は、障がい者による差別の解消を推進する条例です。その中でも、第3条、障がい者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段及び生活する地域についての選択の機会が確保されることと定めています。

しかしながら、この条例では不十分だと思われる大事な点があります。それは、障害者権利条例等で手話が言語とされたものの、手話が日本語とは異なる独自の体系を持つ言語であることへの理解が進んでいないこと、つまり手話を意思疎通の手段の一つに捉えている点です。それが手話言語条例が必要な理由の一つです。

過去に一般質問で小久保議員が何度も手話言語条例制定の必要性について質問をなさっています。また、聾者の方々の心からの訴えも当局に届いています。しかしながら、いまだ制定までいかない、その理由を具体的にお知らせください。

条例の大切な視点は、人は言語なしに生きていくことはできない、そして聾者の方々にとっての母語は手話であるということです。聾者にとって手話は言語であるという言葉には、手話なしで生きていくことができないということを意味します。だからこそ、手話は命であると強く訴えているのです。

聞こえる人は、聾者の方を耳が不自由でかわいそうな人と捉えるのではなく、聞こえる人の文化、すなわち聴文化、聞こえる文化とは異なる文化として、手話という言語を持っている人として認識していただきたいと思います。手話を言語として認識することにより、手話に関する権利が保障され、社会の中で手話の使用が尊重されるようになってこそ、聾者の方々の人権が保障されたと言えます。

日本人であれば誰しも日本語で話すのは当たり前、多くの人が日本語で暮らす環境や固定観念が邪魔をして、ほかの言葉、それも有声言語ではなく、独自の言語体系を有し、視覚言語の手話で生

活している人がいるということを理解するには丁寧な説明が必要と考え、少し長くなりましたが、手話を学んで感じたこと、分かったことを説明させていただきました。

小項目2つ目、障がいの特性に応じた情報コミュニケーション条例について。

まず初めに、障がいの特性に応じた情報コミュニケーション手段として、市としてどのような手段を選択しているのかお示してください。

本市では、障がいのある人への情報コミュニケーション支援は、意思疎通支援事業として米沢市社会福祉協議会に委託しているわけですが、その内容についてお知らせください。手話通訳の人数、派遣の利用回数、手話奉仕員養成研修事業の受講人数、そして利用の範囲をお知らせください。手話が必要な方のニーズへの対応状況についても伺いたいします。また、視覚障がい者への支援についてもお知らせください。

さらに、障がいのある人が災害時や緊急時にもコミュニケーションを取って御自分の命を守るための情報伝達方法と避難所での対応についてお知らせください。

第7期米沢市障がい福祉計画及び第3期米沢市障がい児福祉計画の策定時、推進に役立てる目的のアンケートで、障がいのある人の災害が起きたときの避難についてのアンケート結果をお知らせください。そして、そのアンケート結果から見えてきた課題についてもお知らせください。

また、災害時には障がい者の方々は要配慮者ですが、障がい者の個別避難計画は進んでいるものでしょうか。もし難航しているようでしたら、その要因を御教示ください。

また、令和4年に作成された米沢市避難行動要支援者の避難行動支援計画では、聴覚障がい者、言語障がい者の避難誘導実施の留意事項として、筆記用具等を用意しておき、文字や身振り等で状況を知らせ、依頼があればメモ等での情報提供をするとあります。

平時には市役所の窓口ヘルプというツールや筆談ボードが置いてあります。私は、さらに目的に沿ったコミュニケーションボードを病院やコンビニ、小売店、飲食店、金融機関などに増設したり、災害時には避難所や障がい者の方々の非常持ち出し袋に入れておくなど、使用場所ごとにコミュニケーションボードを設置することが必要だと思いますが、その必要性についてはどのようにお考えですか。特に災害時や緊急時には障がいのある方に寄り添った支援の環境を整える必要があると考えますが、いかがでしょうか。

また、2022年、令和4年施行の障害者情報アクセシビリティ、つまり障がいのある人もほかの人と同じように、物理的環境、情報通信及びその他の施設やサービスを利用できることをいいますが、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の自治体の責務をどのように捉え、推進していらっしゃいますか、お尋ねいたします。

さらに、ここ数年の間に格段に進んだICTを利用した意思疎通支援サービスについてお尋ねいたします。

ICTを利用した意思疎通支援サービスは、全国で幾つもの自治体が導入し、様々な大きな効果を生んでいるようです。一例を挙げるなら、窓口の手話通訳者の方がいらっしゃらなくても、手話通訳コールセンターへテレビ電話をつなぎ、手話通訳者が画面を通して手話通訳を行う機能を使い、大変好評を得ています。

また、令和2年に成立した聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の成立により、命に関わる緊急通報の整備も進んでいますが、本市ではこうして進んでいる意思疎通支援サービスのICT化や電話サービスの公的インフラについてはどのようにお考えですか、お伺いいたします。

小項目3つ目、支え合う心でつながる手話言語条例と障がいの特性に応じた情報コミュニケー

ション条例を制定してはどうかです。

このたび提案しました手話言語条例は、言語権の確立、人権に属する問題であり、一方、情報コミュニケーション条例は福祉支援、福祉事業に属する問題です。市民の手話への理解を進め、地域において手話が使いやすい環境を整えることで、手話を使う方々が社会参加をし、心豊かに暮らすことができる社会を実現するためには手話言語条例の制定が必要です。

一方、障がいの特性に応じて必要なコミュニケーション手段は異なるため、様々な障がい特性に配慮した実効性のある情報コミュニケーション条例も必要です。

さらに、神経難病や認知症の方、外国人、易しい日本語を必要とする方など、障がいのあるなしにかかわらず、誰もがどのような状態になっても情報の取得や意思疎通ができる、そんな米沢市を目指すために、この2本の条例がぜひとも必要と考えますが、どのようにお考えですか、御所見をお伺いしたいと思います。

来年、2025年11月には東京で聾者の方の五輪、デフリンピックが開催されます。第1回目の大会はちょうど100年前の1924年に開催されました。1948年開催のパラリンピックより長い歴史を持っています。デフリンピックの参加資格は55デシベル以上の聾者の方です。

東京都の2021年の調査によれば、パラリンピックの認知度は88.4%であったのに対しデフリンピックは僅か10.4%でした。デフスポーツをたくさんの人に知っていただくことがまず大切です。

東京で開催のデフリンピックは、音の聞こえないことによる情報のバリア、障壁を取り除き、障がいのある人もない人も誰もが心豊かに暮らせる共生社会を実現するための大事な大会です。私は、聾者の方や聾文化への理解を深めていくことにつなげていければと、開催の成功を願っている一人です。

障がいのある人もない人も共に安心して安全に

暮らせる米沢市になるべく、早急にこの2本の条例を制定し、環境を整えることを切望し、演壇からの質問といたします。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

〔山口恵美子健康福祉部長登壇〕

○山口恵美子健康福祉部長 私から、大項目、手話言語条例と障がいの特性に応じた情報コミュニケーション条例を制定し、共生社会の実現を目指してはどうかについてお答えいたします。

(1) 手話言語条例の制定について。

初めに、本市では手話をどのように捉え、どう位置づけているかについてですが、聴覚障がいのある方が生活を営むために必要な言語となるのが手話であると認識しております。そして、議員お述べのように、それは単なる音声言語の代替や意思疎通の手段であることにとどまらず、手話の周知や理解促進は、聴覚障がいのある方々の生きる権利、尊厳の保持につながる重要な側面があることも理解しております。

本市においては、平成31年4月に米沢市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例を施行しております。聴覚に障がいのある方についても、障がいの有無によって分け隔てられることなく、住み慣れた地域の中で支え合いながら暮らしていくことができることや、手話は一つの言語であると理解していただくよう、この条例に基づき、周知の強化や関連する事業の推進を図っていきたいと考えております。

このことから、本市では手話言語条例の制定には至っておりません。手話言語条例の制定につきましては、本市で設置しております米沢市地域自立支援協議会の委員の方々から御意見をいただくとともに、既に制定された県内自治体の状況などをお聞きしながら調査研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、(2) 障がいの特性に応じた情報コミュニケーション条例についてお答えいたします。

本市におけるコミュニケーション手段としては、

米沢市社会福祉協議会に委託している手話通訳者設置事業及び意思疎通支援事業による手話通訳や要約筆記の活用、また市庁舎内においてはイラストなどを用いて意思を伝えることができるコミュニケーションボードや筆談ボードなどのツールを使用して、障がいの特性に応じたコミュニケーションを図っております。

意思疎通支援事業の内容については、手話通訳者の設置、意思疎通支援者の派遣、意思疎通支援者等養成事業及び手話教室の実施などを行っております。

手話通訳者の設置人数は2名で、意思疎通支援者として登録されている手話通訳者の人数は11月末現在12名となっており、令和6年度の派遣利用回数は10月末現在で229回でした。

派遣内容については、日常生活及び社会生活を送る上で必要なときとしており、その内容は、営利活動、宗教活動、政治活動、ギャンブル、飲酒等を目的とするもの、介助を目的とするもの及び社会通念上、本事業を利用することが適当でないものを除くもので、様々な生活場面への派遣を想定しております。

また、手話ボランティア養成講座については、令和4年度、5年度には手話入門講座を実施し、今年度はその受講者を対象に聴覚障がい者が講師となり、6月から12月まで週1回の20回コースで開催しております。受講者は11月末現在で実人数7名、延べ71名の参加でした。

通訳が必要な方への対応状況についてですが、先ほど述べました利用範囲内において利用を希望する対象者と調整し支援を行っております。特に依頼の多い場面としましては、医療機関の受診時や生活する上で必要な業者との話合いの場などとなっております。

視覚障がい者への情報伝達に関する支援につきましては、声の広報発行事業や日常生活用具の給付があります。声の広報発行事業につきましては、利用を希望される視覚障がいのある方に対して、

広報よねざわを音訳したCDを送付しております。

日常生活用具の給付につきましては、障がいによる生活のしづらさを解消するため、視覚障がい者用ポータブルレコーダーや拡大図書器などの該当機器について、利用者の申請に基づき給付しております。

次に、第7期米沢市障がい福祉計画、第3期米沢市障がい児福祉計画策定時に行ったアンケート調査において、障がいのある人の災害時の避難に関する調査結果と見えてきた課題についてお答えいたします。

アンケート調査につきましては、災害時に1人で逃げられるかの質問に対して、「できる」が37.2%、「できない」が36.8%、「わからない」が22.3%でした。できないと答えた方のうち、知的障がいのある方の割合が多い結果となりました。また、災害時に近所で助けてくれる人はいるかの質問に対しては、「いる」が35.6%、「いない」が22.1%、「わからない」が37.4%でした。いないと答えた方のうち、知的障がい、精神障がいのある方がそれぞれ約3割を占めました。

災害時に困ることについての質問では、「薬をもらったり、治療を受けたりすることができない」が56%、「避難所のトイレ等の設備や生活する環境が不安」が43.7%で、これら2つの項目についてはどの障がい種別でも高い割合を占めました。また、知的障がいのある方の多くが周りの人とのコミュニケーションが取れないことを困り事として挙げております。

災害発生時に避難する場所や所定の避難場所を知っているかの質問では、「知っている」が58.6%、「知らない」が35.5%でしたが、知的障がいのある方では「知らない」と答えた方が「知っている」を上回る結果となりました。

このアンケート結果から、災害時に必要な医療を受けられる仕組みづくりや、避難所などのふだんとは違う生活環境において、少しでも負担を軽

減し、安心して過ごすことができるよう、障がいの特性に応じた工夫が必要であるという課題が見えてきました。

このことを受け、障がいのある方に改めて指定避難所を周知する必要があることのほか、障がいの特性に応じた対応の必要性を感じたところです。

障がいのある方の個別避難計画の作成については、令和6年11月末現在で対象者約1,200人のうち50人の個別避難計画の策定が終了しています。

作成に当たっては、相談支援事業者に対象となる方への個別避難計画の説明と計画作成の業務を有償で依頼しておりますが、策定までに至らない状況にあります。その要因として、対象者の方に個別避難計画策定の必要性が十分に浸透していないことが挙げられます。

今後、どのような方法で必要性を認識していただけるか、相談支援事業者の協力をいただきながら対策を講じていきたいと考えております。また、障がいの種別によってはセルフプランでの作成も有効な方法であり、他市町村での取組を参考にしながら、周知、策定を進めていきたいと考えております。

コミュニケーションツールの使用場所ごとの必要性についてですが、市役所総合案内をはじめ全庁的な窓口での対応については、さきに述べたとおりコミュニケーションボードを活用しております。使用頻度としては少ない状況ですが、窓口での対応に有効であると考えております。

令和6年度から、公的機関に加え、民間事業者においても合理的配慮による環境整備が義務化されました。このことから、今後、市内の現状把握に努め、併せて先進地事例などを参考に、必要な取組について研究してまいります。

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律において、地方自治体は地域の実情を踏まえ、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を策

定し、及び実施する責務を有すると規定されております。同法第9条において、障害者計画を策定、変更する場合はこの法律の規定の趣旨を踏まえたものとする事となっておりまして、本市としては、令和9年度策定予定の次期障がい福祉計画の中に情報の取得等に関わる施策について、米沢市地域自立支援協議会の方々からの御意見をいただきながら盛り込んでいきたいと考えております。

また、計画の策定にかかわらず、意思疎通支援事業や声の広報発行事業などは継続して実施し、障がいのある方の情報の取得等の推進に努めてまいります。

次に、ICTを利用した意思疎通支援事業についてお答えいたします。

全国的な取組としまして、令和3年7月から開始された電話リレーサービスは、聴覚や発話に困難のある人の手話や文字をネット上の通訳オペレーターを介して相手方と双方でつながることができるシステムで、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律に基づいた公共インフラとしてのサービスです。利用には事前の登録が必要であることから、本市では利用の促進を図るため、年に1回程度、広報よねざわにて電話リレーサービスについての周知を行っております。

(3) 支え合う心でつながる手話言語条例と障がいの特性に応じた情報コミュニケーション条例の制定についてお答えいたします。

本市では、手話言語条例及び障がいの特性に応じた情報コミュニケーション条例の制定については、先ほども述べたとおり、米沢市地域自立支援協議会での協議の中で委員の方々の御意見をいただきながら議論を深め、既に制定された県内自治体の状況などもお聞きしながら調査研究してまいりたいと考えております。

また、条例の制定にかかわらず、障がいのある人もない人も共に生きるまちづくりを目指すため、市民の皆様には、聴覚障がいのある方々が生

活を営むために必要な言語が手話であることを認識していただき、理解を深めていただくための周知に努めてまいります。

私からは以上です。

○相田克平議長 佐藤教育長。

〔佐藤 哲教育長登壇〕

○佐藤 哲教育長 私から、(1) 手話言語条例の制定についてのうち、学校における学年に応じた障がい者理解や人権教育がどのように行われているかについてお答えします。

まず、小中学校における障がい者理解の取組についてお答えします。

道徳の授業では、障がいのある方の生き方に触れ、障がいのある方との関わり方について、心身の発達に応じて学習します。また、国語や社会科では、年齢や性別、言語、障がいの有無を問わず、誰もが使いやすいように考えられているユニバーサルデザインについても学習します。小学校の教科書には手話や点字の記載があり、中学校ではさらに共生社会の実現に向けたバリアフリーの考え方について学びます。これらの学習を通して児童生徒は障がいについて理解を深めています。

また、総合的な学習の時間を活用し、福祉をテーマにした探究的な学習を行っている学校もあります。具体的には、視覚障がい、聴覚障がいなど様々な障がいの種類について調べたり、手話や点字について学習したり、地域のバリアフリーの仕組みについて理解を深めたりするなど、多岐にわたる活動が展開されています。

実際にアイマスクやヘッドホンを着用して校内を移動したり、車椅子に乗って実際に段差を体験したりする体験的な活動を通して障がいについて学んでいる学校もあります。身体障がい者福祉協会の方を招いて体験活動を行う学校もあり、これらの学習を通じて、児童生徒は障がい者の不自由さを体感し、より深い理解を得ることにつながっています。

次に、人権教育の取組についてお答えいたしま

す。

道徳には主として人との関わりに関することが毎年取り扱うべき内容項目として位置づけられており、小学校1年生から多様性を尊重し、他者との関わり方について考える学習が行われています。先ほど申し上げました障がい者理解の視点だけではなく、友達との関わり方や自他を大切にすることについても学習しているところです。

また、人権擁護委員をお招きし、児童生徒が人権について深く学ぶ機会を多くの学校で設けております。ここでは各学校の希望する学年に合わせて分かりやすい内容で学習が進められており、例えば6年生が人権教室に参加し、子どもの権利条約や人権侵害、いじめといったテーマについて学習した事例もあります。

道徳に限らず、学校の教育活動全体で多様性を理解し、他者を思いやる気持ちや関わり方について児童生徒一人一人が考え、実践する教育がなされているところです。

今後も、引き続き児童一人一人の人権意識を高めるような取組を継続してまいります。

続きまして、社会教育分野での地域における共生社会の実現に向けた取組についてお答えいたします。

教育委員会では、共生社会の実現に向けた取組の一環として、米沢鷹山大学「おしょうしなカレッジ」の講座の一つで、聴覚に障がいを持つ方とのコミュニケーションを取る手段である手話の知識や技術を学ぶための手話講座に対して、会場の確保、講座の申込み受付等の支援を行っております。

おしょうしなカレッジは、市民自らが習得した知識や経験、技術を生かし、講師として講座の企画運営をする事業で、手話講座につきましては平成23年度から継続して開講しており、令和2年度において新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い休止を余儀なくされたこともありますが、令和3年度には再開し、以降、令和5年度までの受

講者数は延べ49人となっております。

今年度の手話講座につきましては、5月を初回とする入門編からスタートし、その後ステップアップした初級編を経て現在は中級編を開講するとともに、来年1月に第1回目を迎える上級編の受講者を募集している状況です。

今年度の実績といたしましては、初級編から上級編までそれぞれ10回の講座に定員10名として受講者を募集いたしましたが、入門編が7名、初級編が9名、そして現在開講中の中級編では9名の方々が受講されています。参加された方は、初級編からステップアップを目指し取り組むなど意欲的に手話技術の習得に努めておられます。

また、共生社会の実現の取組の一つとして、毎年5月4日に開催している米沢市二十歳のつどいにおいては、障がいのある方も心配することなく御参加いただけるようインターネットを通じて広く周知し、誰もが参加できるように配慮しているところです。

教育委員会としましても、市民の皆様が聴覚に限らず、障がいを持つ方への理解を深め、市民の皆様と共に障がいがある人もない人も共に生きるまちづくりを推進することは重要であると認識しているところです。

今後も、共生社会の実現に向けて、社会教育分野から何ができるか、どのような事業が効果的なのかなどの情報収集に努めながら研究を進めてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

〔佐藤明彦市民環境部長登壇〕

○佐藤明彦市民環境部長 私からは、(2)障がいの特性に応じた情報コミュニケーション条例についてのうち、災害時や緊急時に関する2項目についてお答えをいたします。

初めに、障がいのある人が災害時や緊急時にもコミュニケーションを取って命を守るための情報伝達方法と避難所での対応についてですが、自

らの命を守るための情報伝達方法や指定避難所での対応は、障がいのある人にとっては特に重要な課題であると認識しております。

現在、災害時に障がいのある方々が適切な情報を受け取るために、本市では株式会社ニューメディアと協定を結び、災害時の情報をケーブルテレビの文字放送により提供しております。また、防災ラジオでは情報受信時にランプが点滅する機能がついており、その点滅を確認していただいた後に市のホームページや市公式SNS、テレビの文字放送等を確認することで災害情報を受け取ることが可能となっております。

避難所での情報提供につきましては、多様な手段を用いることが大切であり、視覚、聴覚に配慮した案内表示や必要に応じた個別対応を行っております。加えて、避難所内での生活支援や医療支援も専門的な知識を持つスタッフによるサポート体制を整えることが必要であるため、関係機関との調整に努めていきたいと考えております。

次に、福祉避難所の対応ですが、福祉避難所は災害発生時に特に支援が必要な方々が安全に避難できる場所として設けられております。福祉避難所は、指定避難所とは異なり、特別な配慮や支援が求められる方々に対して、より適切な避難環境を提供することを目的としております。

現在、本市の福祉避難所として、障がい者を受け入れていただける3つの施設と高齢者を対象とした9つの施設の合計12施設と「災害時における福祉避難所の指定等に関する協定」を結んでおり、利用する場合には災害対策本部で受入れ調整を行います。福祉避難所の運営に当たっては、職員を派遣するとともに、各施設の職員に支援をお願いすることになります。これによって避難所での生活が安全安心なものとなり、より必要な支援を受けることができるものと考えております。

一方、福祉避難所での収容人員不足に対する対策につきましては、障がいの種類にもよりますが、障がい者等要配慮者が宿泊できる避難先として

米沢市旅館ホテル組合と協定を結び、8つの施設で最大437人分の受入れが可能となっております。これにより、集団での行動が困難である方などの避難先と考えております。

今後とも関係機関及び地域の皆様と連携しながら、よりよい防災体制の構築に努めていきたいと考えております。

次に、災害時におけるコミュニケーションボードや筆談ボードなどコミュニケーションツールの設置・必要性についてですが、コミュニケーションツールは災害時の情報伝達の重要な手段であり、多様なニーズに応じた支援を実現するため欠かせないものであり、指定避難所に設置することは大変重要であると考えております。

コミュニケーションボードや筆談ボードは、視覚的に情報を伝える手段として非常に有効です。これらのツールを活用することで、言葉を使わずとも必要な情報を共有することが可能となり、避難者同士や支援者との円滑なコミュニケーションを促進します。

これまでまちづくり出前講座において聴覚障がい者部会の方々に防災の基礎知識としてコミュニケーションボードを紹介した経緯がございます。このため、今後も関係機関と連携し、非常持ち出し袋に常備することを推進していきたいと考えております。

なお、各指定避難所につきましては、分かりやすいイラストや筆談機能を用いたコミュニケーションボードの設置をする準備を現在進めているところでございます。

私からは以上です。

○相田克平議長 齋藤千恵子議員。

○23番（齋藤千恵子議員） 御答弁ありがとうございます。

先ほど壇上でも申し上げましたが、手話を少し学んでいて、聾者の方々の文化、そして分かったことなどがあるので少し紹介したいと思っています。

それは、聾者の方々同士の手話というのは、手話が行き交っている空間では日本語と少し違うテンポで、そしてとても豊かな表情を伴いながら非常に早く手が滑らかに動いていく、そうした聾者の方々同士の手話は、手指、手と指の動作だけでなく、ノンマニユアルマーカー（NMM）、非手指標識の略ですが、例えば眉を上げる、目を見開く、首を傾げる、首振りなど、顔の様々な部位を使うことで重要な文法要素となっているのです。このNMMによって、例えば単語を倒置したり複文構造をつくったりすることが可能になるのです。手話の文法の重要な要素が手の動き以外の部分によって構成されているということが分かりました。聾者の方々の表情の豊かさということだけでなく、それには文法の機能も含まれていたということです。

壇上でも申し上げましたが、手話を日本にあるもう一つの言語と捉えていただきたい、そんな思いで今回の質問をさせていただいたところです。

もう一つ、聾者の方々と話をして、手話を学んでとてもよく分かった、聾者の方独自の方法もあることが分かりました。それは、例えば、聞こえない状態が生み出す聾者の方の独特のやり方として、注意を喚起するときは机をたたく、その強弱によっていろいろ使い分けをする。

また、聾者であるがゆえに出来上がった方法もあります。例えば、聞こえる人の上座が一番奥まったところですが、聾者の方々の場合はみんなの視線が集まる真ん中です。それが上座になるのです。

また、日本人の奥ゆかしい回り回った言い方とかそういうものは避け、大変直接的な言い方、言い回しをなさいます。それは様々あるのですが、聾者の方々が自然に行う聾者の方々独自の方法、コミュニケーションの文化の違い、私たちの文化との違いも痛切に感じました。

なかんずく、手話をコミュニケーション手段の一つとして学ぶことは、勉強を重ねていけばでき

ることではありますが、言語として手話を学ぶことは本当に難しいということも大変よく分かりました。とはいえ、手話を学べば学ぶほど手話は言語であるという意識が強くなったということも事実であります。

先ほどの御答弁で、大変失礼な言い方かもしれませんが、条例の質問のあるたびに「地域自立支援協議会の委員の方々の御意見を伺い、先進事例を研究する」という御答弁が続いております。言葉は少し違うかもしれませんが。本質的に手話が言語であるということ、そして手話言語条例の必要性というものをしっかりと認識していらっしゃるようには御答弁からはうかがえなかったのは本当に残念です。

聾者の方々の立場に立って、普通に生活している方々から見て、耳が聞こえないということ、その大変さ、そしてそれをクリアしながらも、手話を使うことは情報手段の一つではなくて言語なのだ、手話を使っている方々、聾者の方々の人権にも及ぶのだという思いをぜひ酌み取っていただきたいと思うところではありますが、いかがでしょうか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 議員お述べのとおり、障がいのある方にとっては様々な困難に立ち向かう本当に大変な状況もあるかと思います。その中において人権というのは重要で重きを置かなくてはならないものであると感じております。

今後、先ほども壇上で申し上げました条例の制定につきましては、地域自立支援協議会の方々の意見を参考にさせていただきながら、また勉強させていただければと思います。もちろん先に進まないということではなく、先に進めるような調査研究を進めさせていただければと考えております。

○相田克平議長 齋藤千恵子議員。

○23番（齋藤千恵子議員） よろしくお願ひしたいと思います。御期待申し上げるところです。

それでは、次に、災害時の情報コミュニケーション手段の一つとしてのコミュニケーションボードのことで、議長の許可をいただきまして、資料を上げましたので御覧になっていただきたいと思います。

先月、一新会・公明党で視察してきた宮崎市のコミュニケーションボードの一部です。

最初の1枚は、コミュニケーションボード、「避難者名簿をつくります 教えてください」と、名前や生年月日、電話、住所を伺い、その下に「あなたのことを教えてください」と、持病がある、障がいがある、妊娠している、アレルギーがある、視覚的に分かりやすく書いてあります。

2枚目をお願いいたします。

2枚目は、「どうしましたか？」と日本語と英語で書かれています。痛いとか苦しい、けがなどのイラストと言葉、また「どのくらいですか？」と、左側の「すこし」から右側の「すごく」というところまで放物線が描かれて、どのぐらいかを示せるようになっています。

3枚目をお願いいたします。

3枚目は、「コミュニケーション」として日本語と英語と分かりやすいイラストで示されています。「はい」「いいえ」、例えば「トイレに行きたい」や「電話してください」といったことがイラストで分かりやすく描かれているところです。

4枚目をお願いいたします。4枚目は文字盤になっております。

これら宮崎市のコミュニケーションボードを御紹介させていただきましたが、これは一部で、このほかにコンビニ用、医療用、小売店用、飲食店用、金融機関用、観光用など、場所ごとに、そして用途ごとに、イラストと日本語、英語が併用されています。これらは、宮崎市障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する条例、長いので通称「心つなぐ条例」の施行に併せて作成なされたものだそうです。

このコミュニケーションボードは、聴覚障がい者の方、知的障がい者の方など、話し言葉によるコミュニケーションが困難な障がいのある方や外国の人に対して、分かりやすいイラストを使い、意思を伝え合うことのできるツールですが、御覧いただいてどのような感想をお持ちだったでしょうか、お伺いしたいと思います。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 大変参考になるボードであると感じました。

本市においても確かにコミュニケーションボードは設置しておりますが、その内容についてもう少し、より使いやすいもの、より利便性のあるものに変えていく必要があると感じましたので、今後この件につきましては確認させていただければと考えております。

○相田克平議長 齋藤千恵子議員。

○23番(齋藤千恵子議員) ぜひ参考になさっていただきたいと思います。そして、こういったコミュニケーションボード、用途別、目的別、場所ごとに一日も早く設置をいただきたいと思ったところでございます。

それに加えて、一つ提案をさせていただきます。それは、災害時の手話通訳者のビブス着用、聾者の方々へのビブス提供を提案したいと思います。本市でもビブスを着用しているそうではありますが、この提案は障がい者の方々に寄り添ったものです。

愛知県の豊橋市はかたくさんのところでこれを導入なさっていらっしゃいますが、具体的に申し上げますと、手話通訳者の方には手話マークの入ったビブスを、「私は手話ができます」ということをアピールします。聾者の方々には「耳が聞こえません」の文字をデザインしたビブスを日常から渡しておく、万が一の災害時にはそれを着用する。こうした取組は、2011年の東日本大震災時に罹災証明の発行などで通訳の方を探すのに大変苦労した経験から生まれたものだそうです。

たくさんの自治体で採用していらっしゃいます
が、本市でもこれを参考に取り入れるなど御検討
いただけますでしょうか、お伺いしたいと思いま
す。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

○佐藤明彦市民環境部長 御提案いただきましたビ
ブスにつきましては有効なものと思っています
し、そんなに高価なものではないということも確
認しておりますので、ぜひ取り入れる方向で検討
を早急に進めてまいりたいと考えております。

○相田克平議長 齋藤千恵子議員。

○23番(齋藤千恵子議員) ありがとうございます
す。何かうれしくて、手を挙げるのを忘れてしま
いました。すいません。

災害はいつやってくるか、どこにやってくるか
分かりませんので、早急にぜひお願いしたいと思
います。

手話、ずっとお話しさせていただきましたが、
誰のための条例なのか、もちろん聾者の方々の人
権を守る、人権が認められるというところにある
わけですけれども、手話を言語として認知し、聾
者のためだけにつくるのであれば条例は限られ
た対象になるわけですが、聞こえる人は聞こえな
い人にどう関わっていったらと戸惑っている、そ
うした壁を取り除く、そういう意味で全ての人の
ためにある条例、市民全体の条例となることが必
要であると強く思っているところであります。

手話言語条例と様々な障がいの特性に応じた情
報コミュニケーション条例、この2つの条例の意
味と必要性について述べさせていただきました
が、盲聾者であるヘレン・ケラーの言葉に「目が見
えないことは人と物を切り離す。耳が聞こえない
ことは人と人を切り離す」という言葉がありま
す。これは本当に一番避けたいことです。

共生社会を目指す米沢市、この辺はどうお考え
でしょうか。最後に、市長の御所見をお伺いした
いと思いますが、いかがでしょうか。

○相田克平議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 齋藤議員、ありがとうございます。

まず冒頭、自ら手話を学ばれて、そして障がい
を持たれている方とコミュニケーションしなが
ら、そうした体験を基に質問されている齋藤議員
の姿勢に、心からまずもって敬意を表したいと思
います。

いろいろ議論を聞いていて、なるほどと思うと
ころも多々ございました。手話を言語と位置づけ
て、そのことが障がいを持っている方々の権利を
守る、尊厳を守ることにもつながる、さらにはそ
のことは結局我々健常者にとってもプラスになる
、意味のあることになる、全体のためになる
ということの位置づけは、今聞いて改めて腑に落ち
たところであります。

山形県内では、手話言語条例は山形県と長井市
ですか、コミュニケーション条例は長井市ともう
1か所、新庄市ですか、間違いがあったらあれで
すけれども、それぞれ制定している、町において
も高畠町等々がやられているということであり
ますが、そういった事例をきっちりもう一回学び
直して、その上で我々米沢市としてどういうこと
ができるかということは、いろいろな方々と、も
ちろん障がいを持たれている方々も含めてです
が、議論して検討していきたいと思います。

ただ、大事なことは、条例は重要だと思います
が、同時に、今条例がないからといって何もしな
いというわけではなく、ちゃんとしなければいけ
ないわけでありまして、齋藤議員からいろいろ御
提案いただきましたけれども、一つ一つ政策を実
行して、障がいのある人もない人もお互いが人格
を尊重して暮らせる共生社会というものをきち
っと、米沢市として、今現状ないからそれでいい
というわけでは全くないわけでありますから、前
に進めていきたいと思います。

大変貴重な御意見、ありがとうございました。

○相田克平議長 以上で、23番齋藤千恵子議員の一
般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 0時12分 休 憩

午後 1時12分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。
次に進みます。

一つ、小中学校給食について外1点、6番高橋
壽議員。

〔6番高橋 壽議員登壇〕（拍手）

○6番（高橋 壽議員） 私の質問は2項目です。

小中学校の給食についてと（仮称）栗子山風力
発電の事業取りやめ後の廃棄物の撤去も含む原
状回復について質問いたします。

最初の質問は、米沢市が計画している学校給食
共同調理場及び小学校給食について、さきの9月
定例会の当局答弁を踏まえて3点質問します。

1点目は、学校給食の調理師の専門性について
どのように考えているのか伺いたいと思います。
教育委員会の見解をお示ください。

令和8年4月から稼働予定の共同調理場は、民
間業者が調理することになっています。そこで働
くのは学校給食調理師ではなく、調理従事者とな
っています。一般的に調理従事者というのかもしれ
ませんが、あえて調理従事者と要求水準書その
他でなっています。

小学校給食は、これまでどおり直営で学校給食
調理師が調理します。共同調理場の調理従事者と
学校給食調理師では専門性の点でどのような違
いがあるのでしょうか、伺いたいと思います。

また、9月定例会で、近隣自治体の民間企業が
運営する共同調理場の調理員の求人広告を御紹
介しながら、時給単価あるいは処遇内容について、
米沢市の共同調理場もそのようになるのではな
いかと指摘いたしました。その上で、米沢市の共
同調理場で雇用される調理従事者の賃金、雇用内
容を確認すべきではないかと申し上げましたが、

教育管理部長は「確認する必要はない」と答弁い
たしました。改めてその理由をお伺いしたいと思
います。なぜ確認する必要がないのでしょうか。

2点目は、教育委員会は小学校の給食室が老朽
化しているとこれまで何度も述べてまいりました。
しかし、一方で、教育管理部長は、老朽化は
しているが給食は提供できているとも答弁して
います。また、小学校給食室の大規模改修や建て
替えなどについては、令和7年度の学校施設長寿
命化計画の見直しの中で給食室についても取り
組んでいくと答弁しています。

さきの9月定例会では「しっかりと取り組んで
いく」と答弁いたしましたけれども、「しっかりと」
とはあまりにも抽象的で具体性はありません。
「しっかりと」とは具体的にどのようなものか示し
ていただきたいと思います。

また、さきの議会で、私は教育管理部長に、令
和5年の9月定例会、昨年の9月定例会で、この
見直しについて、令和7年度の見直しはどのよう
な見直しをするのですかと質問いたしましたら、
教育管理部長はこのようなように答弁していたわけ
です。「具体的にどの学校の給食室をどこの場所に、
いつということについて検討します」と答弁して
いました。それで、「具体的に」とはどういうこ
とかということ、具体的とはそのことでいいの
か確認いたしました。教育管理部長は「あまり
記憶にありません」という答弁でした。改めて、
「しっかりと検討する」という「しっかりと」と
いう中身について具体的に示されたいと思いま
すし、令和5年9月定例会での答弁、それでいい
のかどうか改めて確認したいと思います。

3点目は、学校給食の食材に地産食材、地元の
食材をこれまで以上に導入を推進すると言っ
てきたわけです。それで、この間の取組状況、そし
てこれからの取組は、どのような課題があつて、
どのように進めていくのかお伺いしたいと思います。
これも何度も繰り返し質問いたしまして、
答弁もいただいていたけれども、改めてお願

いしたいと思います。

現在、生産者など関係者と協議を進めていると答弁してきたかと思います。地産食材、地元の食材の導入の取組を今現在どう進めようとしているのか、今後どう取組を進めなければならないのか、その辺のところを伺いたいと思います。

学校給食についての質問は以上3点です。

次の2項目目の質問は、（仮称）栗子山風力発電事業の事業取りやめ発表後の事業者と市及び関係機関の対応について、2点伺いたいと思います。

この件については、今回の事業計画に対して市長が全面白紙撤回を求めた賢明な判断とその後の対応について敬意を表したいと思います。

質問の1点目は、9月27日、事業取りやめ発表後の具体的な後始末について、どのような行政手続が取られることになるのか。

また、建設予定地には既に作業道が調査用として造られ、倒れた風況観測塔もありました。そして、メタノールという液体が入った多数のポリタンクも散在していました。それから、尾根伝いに相当の長距離に敷設された電気ケーブル、それから電気ケーブルを覆う、これは外来種の植物の種が入った土のうが放置されたまま、いまだに現場にあります。そのほかにも残っているものもあるかもしれません。改変された作業道の原状回復、これはどうなっていくのでしょうか。

また、今申し上げた残置物、残されたもの、これは事業が取りやめになったことをもって産業廃棄物に転化すると考えられます。これは事業者の責任で撤収・処分作業が行われるのか、それを監督する行政機関は国なのか県なのか市なのか、一体どこになるのかよく分かりません。教えていただければ助かります。この点について伺いたいと思います。

2点目は、景観法の罰則規定をまずお示しいただきたいと思います。

その上で、事業者は、景観法に従って米沢市が

策定した景観条例により、本来ならば届出が必要な面積を改変しながら届出をしなかった。そのことに対して米沢市は文書注意といたしましたけれども、文書注意とした法的根拠は何でしょうか、お伺いしたいと思います。

また、県に対しては小規模林地開発届を出さなければならなかった。それも未提出でした。そして景観条例に抵触した、これを防げなかったわけです。

法令遵守に対しての米沢市の今後の対応をどうされるのかお伺いしたいと思います。

事業者に対して、10月7日付で残置物の撤去処分の要請と質問書を市民団体の方と私の連名で事業者の社長宛てに送りました。18日付で回答が来ていました。しかし、その中身は全く具体的なものではなく、今後どう処分するのかは曖昧なままです。

こうなりますと、事業者には原状回復措置を関係法令に従って対応していただくことになりかと思いますが、先ほど申し上げましたように、監督官庁が行政機関の一体どこになるのか分かりません。ぜひ行政の力をお借りしながらですけども、同時に、どこが監督官庁になっているのか明らかにして、そこがきちんと監督していただくというものが必要かと思います。

あわせて、全面白紙撤回を求めた米沢市から強い要請がどうしても必要になりかと思いますが、事業者が原状回復措置を速やかに取り、そして自然豊かな栗子山が原状回復して初めて市長がおっしゃるように全面白紙撤回したと言えると考えています。市長、関係部署には引き続きの御対応を期待したいと思います。

以上2項目について質問いたしましたので、答弁よろしく願いいたします。

○相田克平議長 佐藤教育長。

〔佐藤 哲教育長登壇〕

○佐藤 哲教育長 私から、1、小中学校給食についてお答えします。

初めに、（１）学校給食の調理師の専門性についてどのように考えているかについて、小学校給食調理師と共同調理場調理従事者でどのような違いがあるのか、また令和６年９月定例会で共同調理場調理従事者の賃金について確認する必要がないと答弁しているが、その理由は何かとの御質問についてお答えします。

まず、学校給食の調理師の専門性についてですが、学校給食では多くの子供たちが同時に食事を取るため、食材の取扱いや調理過程での衛生管理が非常に重要です。

調理師は、食材の保存方法や調理器具の消毒、調理環境の清掃など衛生面での徹底した管理を行うことで、食中毒などのリスクを最小限に抑える役割を果たしています。さらに、調理法や栄養、衛生など食に関する経験及び知識を有していることが求められます。また、近年はアレルギー対応にも配慮する必要があり、アレルギー情報を正確に把握し、アレルギー対応食の調理方法や提供方法についても専門的な知識が必要とされるなど、調理師は調理師法に基づく専門性が高い国家資格であると認識しています。

次に、小学校給食調理師と共同調理場調理従事者ではどのような違いがあるかですが、本市の小学校給食調理師については、ただいま述べたような専門性を有する人員により学校給食衛生管理基準に照らして適切な衛生管理を図るため、調理師免許を有する者を採用する方針としてこれまで配置してきたところです。

一方、本市の学校給食共同調理場調理従事者については、ＰＦＩ方式で進めることとしていることから、民間事業者が調理従事者を雇用することとなります。

要求水準書で定めているのは、学校給食調理責任者１名、学校給食アレルギー対応食調理責任者１名及び食品衛生責任者１名以上の選任に当たり、管理栄養士、栄養士または調理師のいずれかの資格を有する者とする要件はあるものの、その

ほかの調理従事者について調理師資格者とするか否かについては民間事業者の判断によるものとなることです。

また、調理師及び調理従事者という呼称については、調理師は国家資格である調理師免許を有する者を指すものであり、調理従事者とは調理師免許の有無にかかわらず調理業務に従事する者全般を指す呼称と認識しています。文部科学省の学校給食調理従事者研修マニュアルでも調理従事者とされており、調理に従事する調理師も調理従事者に含まれるものです。

なお、制度的には、調理師免許を有していなくても調理業務に従事することは可能となっております。

次に、令和６年９月定例会で共同調理場調理従事者の賃金について「確認する必要がない」と答弁しているが、その理由は何かですが、これまでも申し上げているとおり、ＰＦＩ方式においては、賃金をはじめ雇用形態は民間事業者の経営に関するノウハウや創意工夫により事業者が決定するものです。そのため、賃金といった具体的な処遇については本市が直接関与すべきではないことからそのように答弁したものです。

次に、（２）令和６年９月定例会で、小学校給食室の建て替え等について、「来年度の長寿命化計画の見直しの中でしっかりと取り組んでいく」と答弁したが、「しっかりと」とは具体的にどのような内容かについてお答えいたします。

本市の学校施設長寿命化計画の見直しは、令和７年度に実施する予定としておりますので、現時点で見直しの内容を具体的にお示しすることは困難ですが、基本的には令和３年７月に策定した当初計画の時点修正を行う予定です。

当初計画の対象施設は、原則として延べ床面積200平方メートル以上の建物としておりましたので、給食室のうち単独の建物で200平方メートル未満のものは対象としておりませんでした。来年度実施する見直し業務では全ての給食室を計

画の対象といたします。

また、見直し業務では一部の業務を専門の業者に委託し、対象とした建物の劣化度調査による現状把握を行った上で今後の整備方針を検討する考えております。

現時点での予定ではありますが、劣化度調査とは、対象とした建物について、屋根、外壁、内部、各種設備など9つの部位ごとに老朽化の度合いを4段階で評価し、各建物の老朽化状況を見える化してまいります。

また、整備方針に基づき、建物ごとに必要な改修の内容及び時期を検討するとともに、必要な経費を算出することになるかと思いますが、財政計画と整合性を図りながら計画を作成する必要があると考えております。

なお、学校施設長寿命化計画は、あくまでも本市が保有する学校施設全体の現状を明らかにし、課題を具体化することによってその対策を考えるものであることから、給食室に特化するものではありませんが、冒頭に御説明しましたとおり、見直し業務では全ての給食室を対象とし、専門の業者による調査を行い、現状を把握するとともに対策を検討してまいりたいと考えております。

次に、（３）地産食材の導入を推進するための取組状況と今後の取組はどのようなものかについてお答えします。

米沢市の学校給食における青果の調達としては、現在、小売を通じて米沢市青果物地方卸売市場から購入しているほか、農政課の学校給食における地産地消推進事業により調達しております。

このほか、とりわけ地産食材の導入として、各小学校において地元生産者から果物や野菜を納入し、地場産の旬の野菜や果物を活用した給食を提供しております。この取組は、地域の農業振興や食育の観点からも非常に重要であり、子供たちに地元の食材のよさを知ってもらうよい機会となっていると認識しております。

各小学校では、それぞれつながりのある農家と

連携し、地元で収穫された新鮮な野菜や旬の果物を食材とし、地産地消の献立を組むことで、地域の特色を生かした給食を提供しています。この形態については、共同調理場が整備された後も小学校の自校方式として継続される予定です。これにより、地域とのつながりを大切にしながら子供たちに新鮮で安全な食材を届けることが可能になると考えております。

今後の取組の方針としましては、さらに地産食材の活用を推進するために、地産食材を使用した給食を提供するだけでなく、その背景にある農業や生産者の思いについて学ぶ機会を設けてまいりたいと考えております。例えば、地元の農家による講話などを通じて子供たちが食材への理解を深めることができるよう取組を推進してまいりたいと考えております。

また、地元農家と連携し、有機農産物や地元産野菜をさらに給食に提供できるような取組の推進に当たっては、給食に提供できる安定数量を担保するほか、給食以外での販路を確保することが必要となることなど課題はありますが、農政課と連携を図りながら先進事例を参考にし、地元農家との連携を拡大できないか調査研究を進めていきたいと考えております。

米沢市の学校給食における地産食材の導入をさらに推進し、地域とのつながりを深めていくことは重要なことと考えておりますので、共同調理場を含め、今後とも地元農家の農産物の学校給食への活用について検討してまいります。

私からは以上です。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

〔佐藤明彦市民環境部長登壇〕

○佐藤明彦市民環境部長 私からは、2の（仮称）栗子山風力発電事業の白紙撤回後の事業者と市及び関係者の対応についての（１）事業取りやめに伴う行政手続は具体的にどのようなものを行う必要があるのかのうち、具体的な行政手続及び監督行政機関、機器等の原状回復についてお答え

いたします。

初めに、行政手続に関してですが、事業者が令和6年11月5日付で環境影響評価法第30条第1項に基づく事業廃止の通知及び公告を行ったことを確認しております。環境影響評価に基づく手続は、この通知と公告をもって終了となるものでございます。

次に、原状回復作業についてですが、現在、土のうやメタノール容器、風況観測塔が現場にある状況でございます。

撤去のスケジュールといたしましては、倒壊した観測塔の飛散防止措置や現在建っている観測塔の倒壊防止点検など越冬の準備を行い、2025年の雪解け後に開始予定となっております。現在、撤去に必要な人員や機材の確保を進めており、2025年9月頃までに撤去完了となる見込みです。

なお、今後、詳細なスケジュールが決まった段階で本市にも情報提供いただくように事業者には依頼しております。

次に、監督行政機関についてですが、基本的にはそれぞれの法令に基づいて各行政機関が個別に対応していくこととなりますが、関係機関との調整や市民からの相談など総括的な対応については本市で行ってまいりたいと考えております。

最後に、廃棄に関してですが、一般的には事業中止に伴い廃棄するような場合には産業廃棄物となりますが、事業者が撤去する意向が見られることから、計画に沿った撤去を行うのであれば、今すぐ不法投棄とみなすものではないと考えております。

本市といたしましては、土地所有者や山形県と協議の上、撤去の方針及び計画を適切に作成し、着実に実行していただくよう事業者には要請していきたいと考えております。

次に、(2)小規模林地開発届出が未提出で、景観法違反なども防げなかったが、法令遵守に対する今後の対策はどう考えているのかについてお答えいたします。

事業の内容によっては関係する法令等が多岐にわたり、一元的に確認、管理することは難しいため、事業者から相談や届出などファーストコンタクトがあった場合には、庁内の関係部署と密に情報共有を行いながら、所管する課で適切に対処することが重要と考えております。

このため、今後は庁内の横の連携を強化していくほか、必要に応じて関係機関とも適宜情報の共有を図りながら、適切な手続が行われるよう努めていきたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 安部産業部長。

〔安部晃市産業部長登壇〕

○安部晃市産業部長 私からは、2の(仮称)栗子山風力発電事業の御質問のうち、(1)事業取りやめに伴う行政手続は具体的にどのようなものを行う必要があるのかに関して、所管している森林法に基づく届出についてお答えいたします。

本事業に関連して本市に提出されている届出は、風況観測塔の設置に関する9件の森林法第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出書があります。この届出は、森林の伐採に関する内容に加えて伐採後の造林に関する計画を記載するものであることから、このたびのような事業取りやめに伴う手続は含まれていません。

今回の届出における造林計画は萌芽更新や天然下種更新による天然更新となっておりますが、伐採が終了した日、または森林以外の用途で使用した場合は、その使用期間が終了した日の年度の翌年度から起算して5年を経過する日までに本市が現地調査を行い、天然更新の状況を確認することになります。

この調査において天然更新が確認できない場合は、植栽または天然更新が進むような補助作業を行うよう指導することとなっておりますが、この指導に事業者が従わず、植栽または天然更新補助作業などを適正に行わない場合は、森林法に基づく施業の勧告を行うこととなっております。

加えて、施業の勧告を行っても植栽または天然更新補助作業を行わないなどで天然更新が確認できない場合には、届出書の中の「5年後において適確な更新がなされない場合」の欄に記載した造林の計画に従い、確実な造林を図る旨の遵守命令を行うこととなっております。

したがって、今回の届出を受けての対応としましては、仮に来年度中に風況観測塔などが撤去された場合は令和12年度に現地調査を行い、天然更新がされていない際には天然更新を的確に行うための指導などを行ってまいります。

私からは以上です。

○相田克平議長 吉田建設部長。

〔吉田晋平建設部長登壇〕

○吉田晋平建設部長 私からは、2の（仮称）栗子山風力発電事業の白紙撤回後の事業者と市及び関係機関の対応のうち、（2）景観法関係についてお答えいたします。

初めに、景観法に違反した場合の罰則規定はあるのかないのかについてであります。景観法による届出制度に違反した場合の罰則につきましては、届出をせず、または虚偽の届出をした者に対し30万円以下の罰金に処すると景観法第103条第1号に規定されているところであります。

次に、（仮称）栗子山風力発電事業に係る風況調査のための既に整備が完了している作業道が無届けで着手した案件に関し、御質問の米沢市が文書注意した法的根拠についてであります。前段で説明したとおり、景観法では無届けで行為に着手した場合には罰則規定が設けられておりますが、文書注意とする法的根拠はございません。

なお、文書注意とした経緯について御説明いたしますと、本市では景観法に基づく行為の届出に関し必要な事項を定めた事務取扱要領を策定しており、その中で無届けでの行為の着手案件の取扱いの事務処理について定めております。

その事務の流れといたしましては、無届けの行為を発見した場合には早期に届出を出すように

指導するとともに、無届けでの行為の着手に至った経緯などを記載した理由書を求め、届出の内容について景観形成基準への適合判断を確認後、以後の事務の適正化を文書で指導した上で、無届けでの行為の着手が故意であり悪質と判断する場合には告発を検討することとしております。

本案件の対応といたしましては、理由書や現地での確認及び事業者からの聞き取りを行った上で、無届け行為は作為的ではないと判断いたしました。

なお、無届けによる行為であったことは明らかであるため、この点については、今後、法令の趣旨を理解し、期限までに届出を出すよう文書により指導注意したところであります。

私からは以上です。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○6番（高橋 壽議員） 学校給食のところで、昨年の9月定例会で教育管理部長が令和7年度の学校施設の長寿命化計画の見直しと併せて給食室も検討すると答弁されたと申し上げましたけれども、具体的にどの学校の給食室をどこに、いつと答弁しているわけです。検討すると。それについてはお答えがありませんでしたけれども、それでよろしいですか。前回も「記憶にはございません」「あまりない」という答弁でしたけれども、今回は答弁が全くなかったんですけれども。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷彦彦教育管理部長 令和5年9月の定例会の一般質問におきまして、今、高橋議員のおっしゃったような答弁をしたところであります。

具体的にどの学校の給食室をどこに、いつということについては、その際に検討してまいりますと、その際というのは長寿命化計画の見直しの中でという意味でありますけれども。

長寿命化計画の手順については、その策定の手順については先ほど教育長から答弁があったと思います。

最終的に、どのような改修あるいは建て替え等

をするか検討し判断、方針を固めて、最終的には実施計画を策定していきます。その中において給食室に絞って申し上げれば、どこの学校の給食室をいつ、どれぐらいのコストをかけて建て替えもしくは改修していくかということを計画の中で示していきます。

「どこ」ということについてですけれども、これにつきましてはこれまでも答弁の中で何度か御説明させていただいていると思いますけれども、基本的に小学校の給食室が今建っている現地が望ましいと考えております。理由もこれまで申し述べてきましたけれども、学校との接続でありましたり、給排水等既存の設備をそのまま使えるメリットがあるということからであります。

「どこ」についてはまずは現地ということ望ましいと考えておりますが、例えば学校そのものを建て替えしなければいけないということになった場合については、校舎の敷地内にどのようなレイアウトで学校を建てるのかということも検討していかなければなりませんので、その際は学校建設の基本計画、そしてその後の設計に委ねるということになるかと思っております。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○6番（高橋 壽議員） 私が何度も繰り返し質問しているのは、これは大事なところだと考えているからです。

来年度の見直しはどこまでやるのか、給食室について。それは、教育管理部長が答弁された令和5年の9月定例会で、どの学校を、いつ、どこに建てるのかということですよ、見直しというのは、それは検討するとおっしゃっていたわけです。よろしいですよ。

ただ、学校のどこに建てるかという話だと基本的には今の場所だとおっしゃいますけれども、それは、この学校は老朽化しているから建て替えなければならないという話になって、学校の今のところに建てられるか建てられないかを検討して、それで決めていく話でしょう。基本は今の場所と

いうことがありながらも、この学校は建て替えなければならないとなった場合にはそれを出すわけでしょう、見直しの中で。どの学校をいつ建て替えるということを検討するということを答弁されたのではないですか。何年頃にどこの学校を建て替えます、建て替えたいということは令和7年の計画の見直しの中で出すわけでしょう。その場合、この学校となった場合に、現状の場所で建て替えられるのかどうか、別の場所に建て替えなければならないのか、そこまで検討しなければ計画が進んでいかないのではないですか。建て替える学校の順番が逆になる可能性も出てくる。現状の場所に建て替えられないとしたら別の場所を探さなければならない。そういう場所を探すには時間がかかるとか、あるいはいろいろ障害があるとか。そういうことが出てくれば、幾らこの学校を何年、この学校は次の何年後という話になっても、順番は確定していかない話でしょう。だから、この学校をいつ建てるというところについてきちんと検討するというのであったら、その学校のどこの場所に建てるかということも併せて検討しなければならないのではないかと私は思っているわけです。

そこは、基本的には今の場所だとおっしゃいます。それはそれで結構です。しかし、踏み込んで、その学校をいつ頃建て替えるとなった場合に、今の場所に建て替えられるか、あるいはそこでは建て替えられないのか、そこまで踏み込んで検討して答えを示す必要があるのではないかと考えているからです、何度も申し上げるのは。今回もお聞きします、答弁をお願いしますと申し上げたけれども、答弁が来ないわけです。それはまずいのではないかと思います。

それで、学校給食の調理師の専門性について質問したいと思います。

先ほど教育長がおっしゃいましたけれども、この間、私が知る限りで、米沢市の学校給食の調理師の皆さん方の活躍というのは目覚ましいもの

があったと思います。米沢市の学校給食をここまで引き上げてきたという点で、素晴らしい活動があつてここまで来たと考えています。

例えば一例を挙げれば、学校給食フェアを保護者の皆さん方や業者の皆さん方が一緒に、今はやってないかもしれませんが、過去に繰り返して、市民の皆さんに米沢市の学校給食のありようを知ってもらって、そして理解してもらって協力をお願いするという活動をしました。

そういう実践の中で、給食の食器を発がん性の疑いのある材質のものからそういうものがないものに切り替えるとか、あるいは給食レシピ、これは大好評だと教育委員の皆さん方もおっしゃっていましたが、それも自主的につくると。教育委員会の予算ではなくて、やむなく自分たちのお金でつくって、小学校6年生が卒業するときにはそれをプレゼントとして渡して、家庭でも給食を作ってもらう、そういう取組をやると。

あるいは、農家から直接、農薬を控えた、それこそ新鮮な朝取り野菜を提供してもらって、安心でおいしい青果物を給食に取り入れてきたと。生産現場と学校給食をつなぐ仕組みをつくってきたんです。そして、農家の皆さん方の生産意欲にもつながってきた。そういう取組も調理師の皆さんが頑張つてやってきました。

それから、地元の商店から肉や魚などの食材を納入してもらって、地域経済への波及効果についても大きな活躍をされたわけです。生の魚とか肉などを地元の商店から入れていくというのは、結局冷凍食材を使わないということです。できるだけ手作りの献立ができるように工夫して頑張ってきた。

あるいは、福祉施設と連携して、障がい者の皆さん方と共に揚げ物で使った廃油を使って石けんにしてもらって、その石けんで食器などを洗う、調理場を清掃する。それだけではなくて、その活動を地域にも広げたということがあったわけです。保護者の皆さん方にも福祉施設の石けんを使

いましょうということで地域にも広げたと。

こういう優れた活動をやって今の米沢市の優れた学校給食があるんです。そして、父母の皆さん方、保護者の皆さん方の共感を得ながら、そして全国の調理師の仲間と切磋琢磨しながら、交流しながら実践して頑張ってきたわけです。私はそれが学校給食調理師の専門性だと思います。

先ほど話がありましたアレルギー対応についても、小学校では一人一人の子供の状況に応じて丁寧な対応をしてきたわけです。そんなことはあまり全国的にやっていない。父母の願いに応じて、子供さんたちの願いに応じて頑張つてやってきたわけです。

調理技術についても、調理師免許を持っているというだけでなく、調理現場の中でベテランの調理師から様々な教えられながら時間と経験を積み重ねて習得してきた、それが今の米沢市の学校給食の調理技術に生かされているわけです。

それだけではないと私は思います。給食現場の状況、米沢市の学校給食は、どこに課題があつて、これからどうしなければならないという政策的な問題、それも提案、提起して前に進めるという大きな力になってきたわけです。

例えば、中学校給食を始めるときの検討委員会でも中学校の校長会などの反対がありました。教育委員会は、時期尚早と言って弁当給食を続けましょうという話がありました。しかし、調理師の皆さん方、栄養士の方々が、中学生にとっては中学校給食が必要だということで、施設の課題もありましたが、それを引き受けて、今まで親子給食ということで様々な苦労しながら頑張ってきたわけです。

さきの給食検討委員会でも校長会の方はセンター方式がいいとおっしゃっていましたが、しかし学校給食現場としては、小学校、中学校ともに自校調理方式が望ましいという意見を述べたわけです。

米沢市の教育行政を進めるには、学校給食調理

師さんたちの専門性から発せられた提案、提起というのが給食事業を前に進める大きな力になってきた。それが米沢市の学校給食の調理師の皆さん方の専門性だし、米沢市だけでなく、学校給食調理師の専門性ということだと思います。

ところが、給食センターの調理従事者はどうなるのか。9月定例会で申し上げましたけれども、低賃金になるでしょう、これは。時給単価は最低賃金に張りつくような感じになるでしょう、恐らく。細切れの短時間の雇用、夏休みなどの長期間は仕事がない。民間業者ができるだけ利益を上げようと思ったなら十分な人員体制を取れるかどうか分からない、そういう中身になりませんか。

子供とか保護者などから切り離されて、子供たちが給食を食べた後、おいしいかどうか、あるいは食べ残しがあったら、どうなんだろうと調理師の皆さん方は考えるわけです。そんなことを給食センターの調理従事者さんたちができますか。

あるいは、生産現場、農家の皆さん方と給食センターの調理従事者の方々はつながりを持てるんですか。商店など地域の給食関係者とのつながりを持てるんですか。

先ほど申し上げました米沢市給食事業をどう進めるか。その際、給食センターがどういう役割を果たすのか。問題提起や具体的な政策的な意見を言うのがこの方々になるんですか。ならないでしょう。誰がやるんですか。

だから、今の米沢市の学校給食調理師さんたち、専門性を持っている、ここまですばらしい給食事業をつくってきた人たちの専門性が果たして給食センターにどうやって引き継がれていくのか。そこで働く栄養士さんたちや調理師さんたちがそれを引き継いでいけるのかということです。

低賃金、短時間。専門性とは何ですか。ここで働く給食センターの従事者の方々は……。

○相田克平議長 高橋議員、質問でお願いいたします。

○6番（高橋 壽議員） 要求水準書に従業員の処

遇、教育訓練というのが書いてあります。これは、長期研修、定期的な満足度調査など、従業員の意欲向上につながる取組を実施すると。これにモニタリングをかけて、ちゃんとやっているかどうかを教育委員会が点検することになっているわけですが、教育委員会が給食センターの調理従事者に求めようとしている要求水準書の長期研修、定期的な満足度調査、従業員の意欲向上、これはどういうものだと期待しているんですか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 このたび進めております本市の学校給食共同調理場の整備運営事業は、この3月にSPC米沢スクールランチと契約を取り交わしたわけであります。この事業者の構成事業者の1つでもあります調理業務の運営事業者につきましては、全国数多くの、そして県内、市内でも実績のある事業者であります。したがって、良質な給食を提供可能な事業者として私も信頼している事業者であります。要求水準書に従って、あるいは締結した契約に基づきまして確実に給食事業については遂行していただけていると思っておりますので、そのように期待したいと考えております。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○6番（高橋 壽議員） 要求水準書に書いてある給食センターの従業員の皆さん方の定期的な満足度調査で、満足度というのは、そこで働く方の満足度というのはどういうものだと期待しているんですか、教育委員会として。従業員の意欲向上につながる取組、従業員の方が意欲向上を感じるというのはどういうものを期待しているんですか、教育委員会としては。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 学校給食は、言わずもがな、教育の一環であります。学校教育の一翼を担っているという自覚と責任を持って調理業務を遂行している調理従事者の方々の思いを研修その他の事業者の努力によりまして高めていくと

いうこと、それが調理従事者の満足度の向上につながるかと考えております。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○6番（高橋 壽議員） 先ほどから申し上げているように、給食センターの調理従事者の方々は子供から切り離されているわけです。保護者とのつながりもできない。違うんですか。短時間、細切れの雇用形態、賃金も低賃金、それで学校教育の一環として給食を作っているという喜びや誇りとか感じられる職場になりますか、あるいは仕事になりますか。私はならないと思う。離職率も高いわけでしょう、全国の事例を見ると。そういう中で専門性なんて生まれない。あるいは専門性なんて教育委員会としては期待してないと思います、こんなことであれば。

ある小学校の調理師さん、今、自校調理方式で働いている方は、働く意欲についてこう言っているわけです、「自校給食を通じて地域の方とつながり、食の大切さを学び、健全に育っていく子供の姿を見て、これが給食本来の姿でないかとの思いを強くしている。こんなにすばらしい環境の中で調理師の仕事ができることに感謝と誇りを感じている」と。

それは、子供さんと学校の中で直接つながり、それから地域と農家とつながり、朝取り野菜など新鮮な野菜を入れてもらって、安全なものを食べさせる。地域の商店、業者の皆さん方とつながり、地域の中で力を借りながら給食をやりたい、そういう事業を調理師がつくっている、そういうことに喜びを感じて、誇りを感じているわけです。

給食センターの調理従事者の方はそういうことができますか、感じられますか。細切れの短時間労働、単純作業、ある方は野菜の皮むき、ある方はこれだということで、調理従事者の方々の専門性や働きがい、誇りというものが全く、給食センターでは今まで米沢市教育委員会が期待してきた学校給食調理師の役割とは全く違う異質なも

のに変化していくということです。私はこれでいいのかと思うわけです。

今回の給食センター化、これはアレルギー対応については全く後退していきます。教育委員会は、今まで親子給食で中学校についてアレルギー対応できなかったやつが3品目できますから、これは前進だという言い方をしていますけれども、だったらなぜ親子給食の中で中学校の給食提供に対してアレルギー対応するような対策をやらなかったんですか。それをやらずしてここまで来て、それで3品目に限ってやることになったので、これまでよりも前進だという言い方をしています。おかしい話だと思います。

それから、今申し上げてきたように、学校給食調理師の専門職としての役割を否定し、そして低賃金従事者への転換を進めようとしているわけです。私は、米沢市の給食事業に大きな汚点を残したと考えています。

改めて、給食センターで働く方々の働きがいとか誇りとか、専門職として感じられるような仕組みや取組をつくっていく必要はありませんか。

今、自校調理方式でやっている学校給食調理師さんたちの専門性、これは誰が発揮するんですか、給食センターで。栄養士の方ですか、あるいは教育委員会から派遣される数名の職員の方ですか。農家とのつながり、地元商店の方々が食材を納入していくということで、そういうつながり、学校との食育の関係、誰がその役割を果たしていくんですか。全く明確になってないわけでしょう。これから明確にしていく必要があるのではないのでしょうか。

次に、建て替えの件でお伺いしますが、さきの9月定例会では、見直し作業については文科省が発行している「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」に基づいて調査を実施する考えだと答弁しています。

文科省の手引をずっと見ますと一番最後に「なお」ということで、フォローアップの問題として

「なお、フォローアップの評価結果について、議会への報告や公表の方法についても併せて記載することが望ましい」と書いてあるんです。

学校施設長寿命化計画、米沢市のものについてはそのことが記載されていません。給食室については、議会への報告や公表の方法をきちんとやるということによろしいですか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 手引に従って進めてまいりたいと考えております。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○6番（高橋 壽議員） そうしますと、「手引に従って」だから、きちんとやるということによろしいですね。

それと、栗子山の件ですけれども、先ほど市民環境部長から、廃棄物ではないけれども、残されているものについては適正に、来年度ですか、2025年、冬を越して、されるということですが、具体的な残置物というか、市民環境部長は土のうとメタノールと観測塔とおっしゃった感じがしますけれども、事業者は具体的に撤去するものについて土のうとかメタノールとかそういうことは述べていません。風況観測塔、その他備品類、電気ケーブルにとどまっているんです。外来種が入った土のう、それからメタノール、これは事業者では明確にしていないんです、撤去するかどうか。

それで、特にメタノールについては、放置されれば土壤汚染の可能性がある、至急回収すべきものだと思います。

それと、外来種が入った土のうについては、令和2年の県の環境影響評価審査会で横山会長からさんざん外来種は使うべきではないのではないかという趣旨で指摘されて、事業者では、これは事業が始まって業者が決まらなと分らないけれども、できるだけ外来種は使わない方向でと言っている中で外来種が入った土のうをさんざん使っている。そして、希少植物があるという

こと、特にエイザンスミレという絶滅危惧種があるということは事業者も住民説明会で資料を使って説明しているわけです。そういうものに対して外来種がたくさん入ったやつが残されると種の攪乱もしくは絶滅危惧種の植物が枯れてしまうおそれが出てくる可能性も十分あるわけです。だから環境影響評価審査会会長の横山氏が指摘しているわけです。そこについては、厳しくこちらからも申し上げましたけれども、明確な回答は返ってきません。そこは米沢市としても要請していただけないでしょうか。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

○佐藤明彦市民環境部長 詳細なものまで私は聞いておりませんが、現地にも行って、今、議員がおっしゃったものがあるということは認識しておりますので、しっかり対応できるように業者に求めてまいりたいと考えております。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○6番（高橋 壽議員） 給食のところで、今まで納入されていた業者の皆さん方、農家に対してはきちんと説明すべきだと何度も申し上げましたけれども、説明したんですか。

○相田克平議長 以上で、6番高橋壽議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 2時12分 休 憩

~~~~~

午後 2時12分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

.....

日程第2 議第239号米沢市特別職の職員の給与に関する条例及び米沢

市病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正について  
外 6 件

○相田克平議長 日程第 2、議第239号米沢市特別職の職員の給与に関する条例及び米沢市病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正についてから日程第 8、議第245号令和 6 年度米沢市立病院事業会計補正予算（第 1 号）までの議案 7 件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、市長から提案理由の説明を求めます。  
近藤市長。

〔近藤洋介市長登壇〕

○近藤洋介市長 ただいま上程になりました議第 239号から議第245号までの 7 案件につきまして説明いたします。

初めに、議第239号米沢市特別職の職員の給与に関する条例及び米沢市病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正について説明いたします。

本案は、常勤の特別職の職員及び議会議員並びに病院事業の管理者に対して支給する期末手当の支給割合を変更するため提案するものであります。

次に、議第240号米沢市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について説明いたします。

本案は、山形県人事委員会勧告に準じ、一般職の職員の給料月額の変改、期末手当及び勤勉手当の支給割合の変更並びに寒冷地手当の額の変改を行うため提案するものであります。

次に、議第241号から議第245号までの補正予算 5 案件について説明いたします。

議第241号令和 6 年度米沢市一般会計補正予算（第 7 号）は、給与改定や会計間異動等に伴う職員給与費及び特別会計繰入金などのほか、物価高騰対策として国の補助を活用して実施する住民税非課税世帯物価高騰緊急支援給付金の給付事業に要する経費として 4 億9,616万6,000円を増額

補正しようとするものであり、この結果、補正前と合わせた一般会計の予算総額は461億6,490万3,000円となります。

これらに伴う財源といたしましては、特定財源として国県支出金を増額補正するほか、一般財源として財政調整基金繰入金を増額補正しようとするものであります。

次に、特別会計であります、議第242号令和 6 年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）及び議第243号令和 6 年度米沢市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、給与改定及び会計間異動等に伴う職員給与費を増額補正しようとするものであります。

次に、企業会計であります、議第244号令和 6 年度米沢市下水道事業会計補正予算（第 3 号）及び議第245号令和 6 年度米沢市立病院事業会計補正予算（第 1 号）につきましては、給与改定及び会計間異動等に伴う職員給与費を増額補正しようとするものであります。

以上、提案いたしました各議案につきまして、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○相田克平議長 ただいまの市長説明に対し総括質疑を許可いたします。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 なければ総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案 7 件は、会議規則第37条第 1 項の規定により、配付しております議案付託表（追加）のとおりそれぞれ所管の委員会に付託いたします。

所管の委員会は、会議日程により慎重審査の上、来る12月24日の本会議にその審査の経過と結果を御報告願います。

.....

散 会

○相田克平議長 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時17分 散 会